

健康保險・船員保險 被保險者実態調査報告

平成 29 年 10 月

まえがき

この報告書は、平成29年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（健康保険法第3条第2項被保険者）を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成30年10月

厚生労働省保険局調査課長

山内 孝一郎

統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数を表章することが不適切な場合
- 計数のない場合

目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/100） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）		259
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

4. 船員保険（全数統計） 279

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数及び平均年齢	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均年齢	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <https://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組合管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、平成29年10月1日現在の被保険者並びに平成29年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、平成29年9月30日現在の被保険者並びに平成28年10月から平成29年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。なお、結果の概要における一部の図・表では10月1日時点の被保険者として標章している。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、平成29年9月30日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険については、平成29年10月1日現在の被保険者並びに平成28年10月から平成29年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からいなくなる。

3. 調査時点

被保険者は、組合健保及び船員保険は平成29年10月1日現在、協会（一般）及び協会（法第3条第2項被保険者）は平成29年9月30日現在である。異動者は、組合健保は平成29年10月中、協会（一般）及び船員保険は平成28年10月から平成29年9月までの間とした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局調査課において行った。

また、健康保険の75歳以上被保険者については、制度上は存在しているものの少数であるため、本調査での主な分析対象にはしていない。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成29年度 健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職				人	
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数							
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女	生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月	被保険者等の区分		1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	
	資格取得時期	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降		標準報酬月額				千円	標準賞与額		千円	
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()		基準収入額適用申請		1. 該当 2. 不該当						
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳										
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者										
被 扶 養 者	性別	生年月				続柄		扶養開始時期		介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 28年9月以前 2. 28年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		

事業所番号		調査客体番号	
-------	--	--------	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会一般】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨標準報酬月額 |
| ⑩標準賞与額 | ⑪介護保険の該当有無 | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険者等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 加入者が加入前に適用されていた医療保険制度
- ⑭ 脱退者が脱退後に適用される医療保険制度
- ⑮ 被扶養者の性別
- ⑯ 被扶養者の生年月
- ⑰ 続柄
- ⑱ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑲ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等……………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）23,062,885人、組合健保165,284人、法第3条第2項被保険者11,674人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）9,166,758人、組合健保8,929人）について集計を行った。

なお、平成29年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	23,062,885	23,062,885	1.0
組合健保	16,541,604	165,284	100.1
法第3条第2項被保険者	11,674	11,674	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成は、総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると概ね55歳未満までの割合が高く、さらに55歳未満における組合健保の年齢構成は協会（一般）よりも高くなっている。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は60～69歳の割合が高くなっている。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の19.8%に対して協会（一般）22.3%、組合健保24.7%とともに高く、20～39歳でも、75歳未満総人口の25.2%に対して協会（一般）29.2%、組合健保31.3%とともに高くなっている。同様に、40～64歳でも、75歳未満総人口の38.9%に対して協会（一般）41.2%、組合健保40.8%とともに高くなっているが、65～74歳では、75歳未満総人口の16.2%に対して協会（一般）7.2%、組合健保3.2%と、ともに低くなっている。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満及び20～39歳ではそれぞれ11.9%、22.2%と、ともに75歳未満総人口に比べて低くなっているが、40～64歳及び65～74歳ではそれぞれ43.2%、18.4%と、ともに75歳未満総人口に比べて高くなっている。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、協会（一般）では60歳未満、組合健保では55歳未満まで75歳未満総人口を上回っているが、協会（一般）、組合健保ともにそれ以降の年齢階級では逆に75歳未満総人口を下回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成については、45歳未満では75歳未満総人口を下回っているが、45歳以上では逆に75歳未満総人口を上回っている。

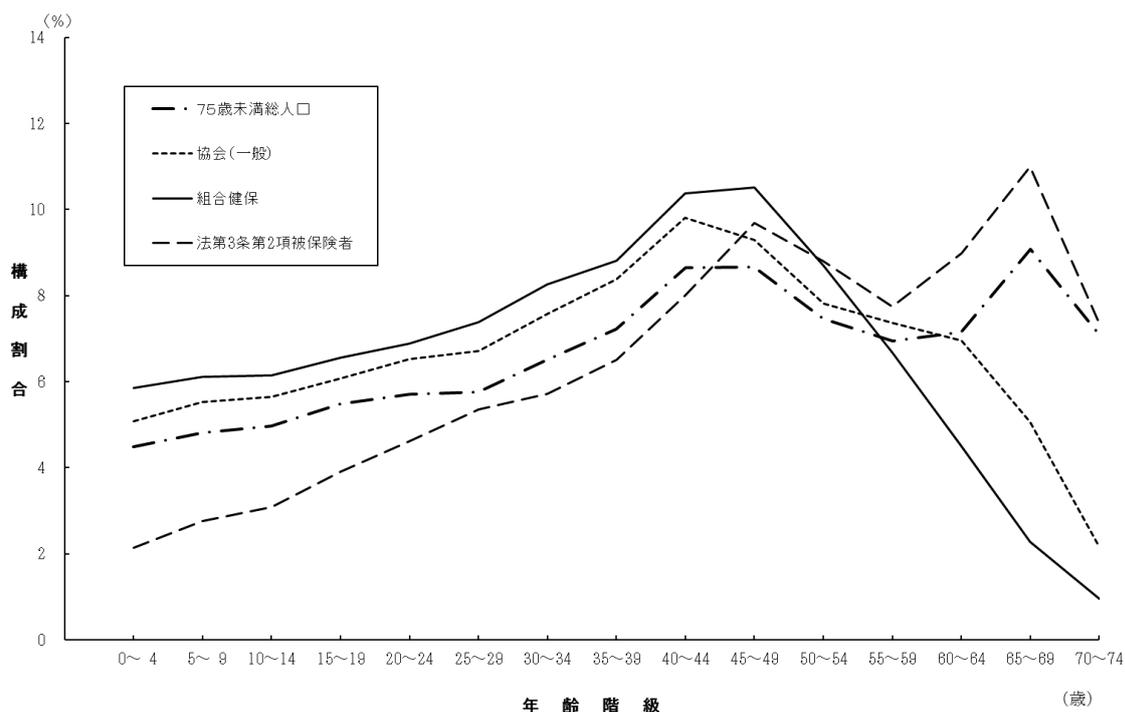
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（平成29年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	3.9	4.5	5.1	5.9	2.1
5～9	4.1	4.8	5.5	6.1	2.8
10～14	4.3	5.0	5.7	6.2	3.1
15～19	4.7	5.5	6.1	6.6	3.9
20～24	4.9	5.7	6.5	6.9	4.6
25～29	5.0	5.8	6.7	7.4	5.4
30～34	5.6	6.5	7.6	8.3	5.7
35～39	6.2	7.2	8.4	8.8	6.5
40～44	7.5	8.6	9.8	10.4	8.0
45～49	7.5	8.7	9.3	10.5	9.7
50～54	6.4	7.5	7.8	8.7	8.8
55～59	6.0	7.0	7.4	6.7	7.8
60～64	6.2	7.1	7.0	4.5	9.0
65～69	7.8	9.1	5.1	2.3	11.0
70～74	6.1	7.1	2.2	1.0	7.4
75歳以上	13.8	・	0.0	-	4.3
(再 掲)					
0～19	17.0	19.8	22.3	24.7	11.9
うち未就学児	5.6	6.4	6.7	7.7	2.8
20～39	21.7	25.2	29.2	31.3	22.2
40～64	33.5	38.9	41.2	40.8	43.2
65～74	13.9	16.2	7.2	3.2	18.4
平均年齢（歳）	—	41.2	37.5	34.9	46.8

（注）「総人口」は、総務省統計局「平成29年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（平成29年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成24～29年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、平成29年には協会（一般）0.7%、組合健保0.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、やや増加傾向にあったが、平成29年には転じて0.8%となっている。

20～39歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、平成29年には協会（一般）36.8%、組合健保42.3%となっている。法第3条第2項被保険者については、平成26年までは増加傾向となっていたが、平成27年に減少に転じ、平成28年には21.9%、平成29年には20.5%と変化している。

40～64歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成29年には協会（一般）54.6%、組合健保53.5%となっている。法第3条第2項被保険者については減少傾向となっており、平成29年には51.8%となっている。

65～74歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成29年には協会（一般）7.8%、組合健保3.5%となっている。法第3条第2項被保険者についても平成25年と平成28年は減少したが、概ね増加傾向であり、平成29年は21.8%となっている。

次に、平成29年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性で最も割合が高いのは40～44歳の13.5%、続いて45～49歳の12.6%となっており、協会（一般）の女性では45～49歳の割合が最も高く12.7%、続いて40～44歳の12.5%となっている。一方、組合健保の男性では45～49歳の割合が最も高く14.0%、続いて40～44歳の13.8%となっており、組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く13.9%、続いて40～44歳の13.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者の男性では65～69歳の割合が最も高く12.4%、続いて45～49歳の12.2%となっており、法第3条第2項被保険者の女性では65～69歳の割合が最も高く17.0%、続いて60～64歳の14.7%となっており、60歳以上で全体の半分以上を占めている。

最後に、被保険者の平均年齢は、協会（一般）、組合健保ともに上昇傾向となっており、平成29年には協会（一般）45.0歳、組合健保42.7歳となっている。また、法第3条第2項被保険者の平均年齢は53.1歳となっている。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が45.9歳、女性が43.8歳、組合健保の男性が43.8歳、女性が40.5歳、法第3条第2項被保険者の男性が52.0歳、女性が60.6歳となっている。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きくなっており、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高くなっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8
20～24	6.5	6.4	6.4	6.5	6.4	6.3	5.2	8.2
25～29	10.6	10.3	10.0	9.7	9.5	9.2	8.3	10.7
30～34	11.5	11.2	11.0	10.7	10.4	10.1	10.1	10.2
35～39	13.0	12.7	12.3	11.9	11.5	11.1	11.5	10.5
40～44	12.3	12.8	13.2	13.4	13.4	13.1	13.5	12.5
45～49	10.6	10.9	11.3	11.5	12.3	12.7	12.6	12.7
50～54	10.1	10.2	10.2	10.4	10.3	10.6	10.1	11.3
55～59	9.7	9.6	9.6	9.5	9.6	9.7	9.4	10.0
60～64	9.7	9.4	8.9	8.7	8.6	8.6	9.4	7.3
65～69	3.8	4.2	4.7	5.1	5.5	5.7	6.7	4.1
70～74	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	2.1	2.5	1.6
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
20～39歳	41.6	40.6	39.7	38.8	37.8	36.8	35.0	39.6
40～64	52.4	52.8	53.1	53.6	54.1	54.6	55.1	53.9
65～74	5.3	5.8	6.4	6.8	7.3	7.8	9.2	5.7
平均年齢（歳）	43.8	44.0	44.1	44.5	44.7	45.0	45.9	43.8

(注)平成28年以前の数値は、男女総数のものである。

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
20～24	6.4	6.4	6.4	6.6	6.8	6.9	5.7	9.3
25～29	13.1	12.3	12.1	11.8	11.6	11.4	10.2	13.9
30～34	12.5	12.7	12.6	12.4	12.2	12.0	11.3	13.3
35～39	14.6	14.0	13.3	12.8	12.4	12.0	11.7	12.5
40～44	14.3	14.6	14.6	14.7	14.1	13.8	13.8	13.7
45～49	11.7	12.2	12.8	12.9	13.7	13.8	14.0	13.3
50～54	9.5	10.1	10.5	10.9	10.8	11.5	12.0	10.4
55～59	8.4	8.0	8.1	8.2	8.4	8.7	9.5	7.1
60～64	6.1	6.1	5.8	5.8	5.8	5.7	6.7	3.8
65～69	1.9	2.1	2.2	2.4	2.6	2.6	3.1	1.4
70～74	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	1.2	0.4
75歳以上	-	-	-	-	0.0	-	-	-
(再掲)								
20～39歳	46.6	45.4	44.4	43.6	42.9	42.3	38.9	49.1
40～64	50.0	51.0	51.8	52.5	52.9	53.5	56.1	48.3
65～74	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	3.5	4.4	1.9
平均年齢（歳）	41.9	42.1	42.2	42.4	42.5	42.7	43.8	40.5

(注)平成28年以前の数値は、男女総数のものである。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	0.8	0.9	0.1
20～24	3.4	4.2	4.2	3.6	3.6	2.8	3.1	0.7
25～29	4.0	4.8	5.0	5.2	5.6	5.2	5.8	1.1
30～34	5.5	6.0	6.1	6.2	5.9	5.8	6.4	1.8
35～39	6.9	7.4	7.1	6.6	6.8	6.7	7.2	3.0
40～44	9.9	10.3	10.2	10.3	9.7	8.8	9.2	6.3
45～49	9.9	10.9	11.4	11.2	11.7	11.8	12.2	8.5
50～54	9.5	9.4	9.5	10.3	10.7	11.2	11.3	10.0
55～59	11.2	10.2	9.6	9.3	9.4	9.4	9.2	11.0
60～64	18.6	15.4	13.8	12.4	11.5	10.7	10.1	14.7
65～69	13.2	12.7	13.0	13.6	13.3	13.0	12.4	17.0
70～74	5.7	6.1	6.9	7.4	7.0	8.8	8.0	14.3
75歳以上	1.8	2.1	2.5	3.0	3.7	5.1	4.1	11.6
(再掲)								
20～39歳	19.9	22.3	22.4	21.6	21.9	20.5	22.5	6.5
40～64	59.0	56.2	54.4	53.5	53.0	51.8	52.0	50.5
65～74	18.9	18.8	19.9	21.0	20.4	21.8	20.5	31.3
平均年齢(歳)	52.7	51.7	51.7	51.9	51.9	53.1	52.0	60.6

(注)平成28年以前の数値は、男女総数のものである。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢階級別構成割合について、平成24～29年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向となっており、平成29年には協会（一般）54.3%、組合健保55.4%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、35.5%となっている。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向となっており、平成29年には協会（一般）17.9%、組合健保17.2%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、25.9%となっている。

40～64歳の割合は、協会（一般）は減少傾向にあり平成29年には21.4%となっている。組合健保は概ね横ばいとなっており、平成29年には24.5%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、25.0%となっている。

65～74歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向となっており、平成29年には協会（一般）6.3%、組合健保2.9%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、11.0%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.8	12.8	12.7	12.7	12.7	12.6
5～9	12.9	13.1	13.2	13.4	13.6	13.7
10～14	13.6	13.7	13.8	13.8	13.9	14.0
15～19	13.0	13.2	13.3	13.5	13.7	14.0
20～24	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.8
25～29	3.8	3.7	3.5	3.3	3.1	2.9
30～34	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8
35～39	5.3	5.1	4.9	4.7	4.5	4.4
40～44	4.8	5.0	5.1	5.1	5.0	4.9
45～49	3.8	3.9	4.0	4.1	4.3	4.3
50～54	3.7	3.7	3.7	3.7	3.6	3.7
55～59	4.4	4.2	4.2	4.1	4.0	4.0
60～64	5.5	5.3	5.0	4.7	4.6	4.5
65～69	2.8	3.1	3.5	3.8	4.1	4.1
70～74	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)						
0～19歳	52.3	52.7	53.0	53.4	53.9	54.3
うち未就学児	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.6
20～39	20.6	20.1	19.5	19.0	18.4	17.9
40～64	22.1	22.0	21.8	21.7	21.6	21.4
65～74	4.9	5.2	5.6	5.9	6.1	6.3

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	13.3	13.2	13.3	13.3	13.3	13.3
5～9	13.2	13.5	13.3	13.5	13.9	14.0
10～14	13.7	14.1	14.0	13.9	13.8	14.0
15～19	12.6	12.9	13.3	13.4	13.8	14.0
20～24	6.9	6.6	6.8	6.7	6.8	6.9
25～29	2.8	2.8	2.7	2.6	2.4	2.2
30～34	4.4	4.0	4.0	3.8	3.6	3.5
35～39	6.1	6.0	5.5	5.3	4.9	4.7
40～44	6.8	6.9	6.9	6.7	6.5	6.0
45～49	5.5	5.6	5.7	5.8	6.2	6.3
50～54	4.6	4.8	4.9	5.0	5.0	5.1
55～59	4.0	3.9	3.9	4.0	4.1	4.1
60～64	3.6	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9
65～69	1.5	1.5	1.6	1.9	2.0	1.9
70～74	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0
75歳以上	0.0	0.0	0.0	-	0.0	-
(再掲)						
0～19歳	52.8	53.7	53.9	54.2	54.7	55.4
うち未就学児	17.3	17.3	17.2	17.5	17.5	17.5
20～39	20.2	19.3	19.1	18.4	17.7	17.2
40～64	24.5	24.4	24.5	24.5	24.7	24.5
65～74	2.5	2.5	2.6	2.8	2.9	2.9

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	7.4	7.6	7.8	7.8	8.2	6.6
5～9	8.0	8.3	8.8	8.9	9.0	8.6
10～14	9.7	9.7	9.8	9.6	9.6	9.6
15～19	10.6	10.5	10.7	10.8	10.5	10.5
20～24	7.9	7.6	7.6	7.7	8.2	8.5
25～29	6.0	5.7	5.2	5.6	5.6	5.7
30～34	6.1	6.1	6.2	6.1	5.7	5.5
35～39	6.4	6.1	5.9	5.8	6.1	6.2
40～44	5.9	6.0	6.3	6.1	6.0	6.3
45～49	4.3	4.7	4.6	4.7	5.1	5.3
50～54	4.0	3.9	4.1	4.0	3.9	3.8
55～59	5.0	4.8	4.5	4.5	4.3	4.3
60～64	8.3	7.7	6.8	6.1	5.5	5.3
65～69	5.6	6.2	6.6	7.1	6.9	6.7
70～74	3.8	3.9	4.0	3.9	3.6	4.3
75歳以上	0.9	1.1	1.2	1.4	1.8	2.7
(再掲)						
0～19歳	35.8	36.2	37.1	37.0	37.3	35.5
うち未就学児	9.7	10.0	10.1	10.5	10.9	8.9
20～39	26.4	25.5	24.9	25.2	25.6	25.9
40～64	27.6	27.1	26.3	25.4	24.8	25.0
65～74	9.3	10.1	10.6	11.0	10.5	11.0

次に、平成29年における被扶養者の続柄別の年齢階級別構成割合を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）63.2%、組合健保63.2%、法第3条第2項被保険者54.4%である。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は、協会（一般）が9.2%、組合健保が8.0%である。

配偶者の割合は、協会（一般）32.4%、組合健保35.2%、法第3条第2項被保険者41.6%であり、協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳、法第3条第2項被保険者では65～69歳の階級が最も多くなっている。

直系尊属の割合は、協会（一般）3.5%、組合健保1.3%、法第3条第2項被保険者1.9%である。いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）の割合は、協会（一般）1.0%、組合健保0.4%、法第3条第2項被保険者2.1%であり、いずれも各年齢階級に広く分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成29年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	63.2	32.4	3.5	1.0
0～4歳	12.6	12.5	・	－	0.1
5～9	13.7	13.7	・	－	0.1
10～14	14.0	14.0	・	－	0.1
15～19	14.0	13.8	0.0	－	0.1
20～24	6.8	6.3	0.4	－	0.1
25～29	2.9	1.5	1.4	－	0.0
30～34	3.8	0.8	3.0	0.0	0.0
35～39	4.4	0.4	4.0	0.0	0.0
40～44	4.9	0.2	4.6	0.0	0.0
45～49	4.3	0.0	4.2	0.0	0.0
50～54	3.7	0.0	3.5	0.1	0.0
55～59	4.0	0.0	3.7	0.2	0.1
60～64	4.5	0.0	3.9	0.6	0.1
65～69	4.1	0.0	2.8	1.3	0.1
70～74	2.2	0.0	0.8	1.4	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	16.6	16.5	－	－	0.1

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	63.2	35.2	1.3	0.4
0～4歳	13.3	13.3	・	-	0.0
5～9	14.0	13.9	・	-	0.0
10～14	14.0	14.0	・	-	0.0
15～19	14.0	14.0	0.0	-	0.1
20～24	6.9	6.6	0.3	-	0.0
25～29	2.2	0.9	1.3	-	0.0
30～34	3.5	0.3	3.1	-	0.0
35～39	4.7	0.1	4.6	-	0.0
40～44	6.0	0.0	6.0	0.0	0.0
45～49	6.3	0.0	6.3	0.0	0.0
50～54	5.1	-	5.0	0.0	0.0
55～59	4.1	-	4.0	0.1	0.0
60～64	2.9	-	2.7	0.2	0.0
65～69	1.9	-	1.5	0.4	0.0
70～74	1.0	-	0.4	0.6	0.0
75歳以上	-	-	-	-	-
(再掲) 未就学児	17.5	17.5	-	-	0.0

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	54.4	41.6	1.9	2.1
0～4歳	6.6	6.5	・	-	0.1
5～9	8.6	8.4	・	-	0.2
10～14	9.6	9.4	・	-	0.2
15～19	10.5	10.4	0.0	-	0.2
20～24	8.5	7.8	0.6	-	0.1
25～29	5.7	3.7	1.9	-	0.1
30～34	5.5	3.0	2.3	-	0.2
35～39	6.2	2.6	3.4	-	0.1
40～44	6.3	1.6	4.6	-	0.1
45～49	5.3	0.6	4.6	-	0.1
50～54	3.8	0.3	3.5	0.1	0.0
55～59	4.3	0.1	4.0	0.0	0.1
60～64	5.3	0.0	5.1	0.1	0.1
65～69	6.7	-	6.1	0.4	0.2
70～74	4.3	-	3.6	0.6	0.1
75歳以上	2.7	-	1.9	0.7	0.1
(再掲) 未就学児	8.9	8.8	-	-	0.1

4. 年齢階級別扶養率

まず、年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）について、平成24～29年までを示したものが表5であり、平成29年の総数をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数の扶養率は減少傾向にあり、平成29年には協会（一般）で0.675、組合健保で0.781となっている。法第3条第2項被保険者については、平成25年に前年より上昇しているものの減少傾向にあり、平成29年には0.473となっている。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）が40～44歳、組合健保が45～49歳で毎年同じである。法第3条第2項被保険者も、平成24年を除いて、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

また、平成29年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、ピークは、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者がともに40～44歳でそれぞれ1.463、0.725、組合健保が45～49歳の1.625である。それ以降は年齢の上昇とともに減少しており、平均扶養率は、協会（一般）0.977、組合健保1.116、法第3条第2項被保険者0.502となっている。

女性の扶養率は、組合の15～19歳を除いた全年齢階級で男性より低く、ピークは、協会（一般）及び組合健保、法第3条第2項被保険者すべて40～44歳でそれぞれ0.394、0.243、0.548である。平均扶養率は、協会（一般）0.209、組合健保0.131、法第3条第2項被保険者0.273となっている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年		
						総数	男性	女性
総数	0.758	0.748	0.735	0.719	0.700	0.675	0.977	0.209
15～19歳	0.025	0.025	0.026	0.025	0.027	0.026	0.039	0.011
20～24	0.092	0.087	0.084	0.082	0.081	0.081	0.139	0.025
25～29	0.320	0.309	0.294	0.278	0.262	0.248	0.393	0.076
30～34	0.718	0.710	0.699	0.685	0.667	0.640	0.927	0.203
35～39	1.051	1.039	1.024	1.009	0.990	0.968	1.340	0.342
40～44	1.174	1.155	1.135	1.114	1.091	1.062	1.463	0.394
45～49	1.092	1.068	1.042	1.015	0.984	0.951	1.354	0.337
50～54	0.872	0.849	0.826	0.801	0.764	0.727	1.100	0.215
55～59	0.651	0.641	0.626	0.607	0.582	0.549	0.832	0.135
60～64	0.591	0.584	0.574	0.559	0.539	0.512	0.717	0.106
65～69	0.582	0.581	0.575	0.562	0.548	0.529	0.710	0.081
70～74	0.494	0.494	0.493	0.489	0.481	0.477	0.649	0.052
75歳以上	0.311	0.327	0.323	0.325	0.309	0.327	0.472	0.039

(注) 平成28年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年		
						総数	男性	女性
総数	0.869	0.868	0.851	0.837	0.804	0.781	1.116	0.131
15～19歳	0.025	0.008	0.008	0.007	0.004	0.015	0.023	-
20～24	0.070	0.060	0.057	0.053	0.044	0.045	0.070	0.015
25～29	0.241	0.234	0.222	0.211	0.211	0.188	0.294	0.038
30～34	0.648	0.632	0.638	0.629	0.602	0.587	0.883	0.101
35～39	1.052	1.046	1.020	1.009	0.991	0.974	1.409	0.183
40～44	1.269	1.263	1.241	1.215	1.171	1.148	1.608	0.243
45～49	1.371	1.344	1.287	1.255	1.199	1.164	1.625	0.220
50～54	1.211	1.220	1.189	1.136	1.072	1.035	1.428	0.155
55～59	0.912	0.903	0.890	0.867	0.821	0.797	1.070	0.083
60～64	0.733	0.734	0.713	0.725	0.688	0.664	0.845	0.055
65～69	0.760	0.694	0.669	0.711	0.698	0.685	0.833	0.049
70～74	0.627	0.629	0.612	0.750	0.716	0.695	0.821	0.028
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-

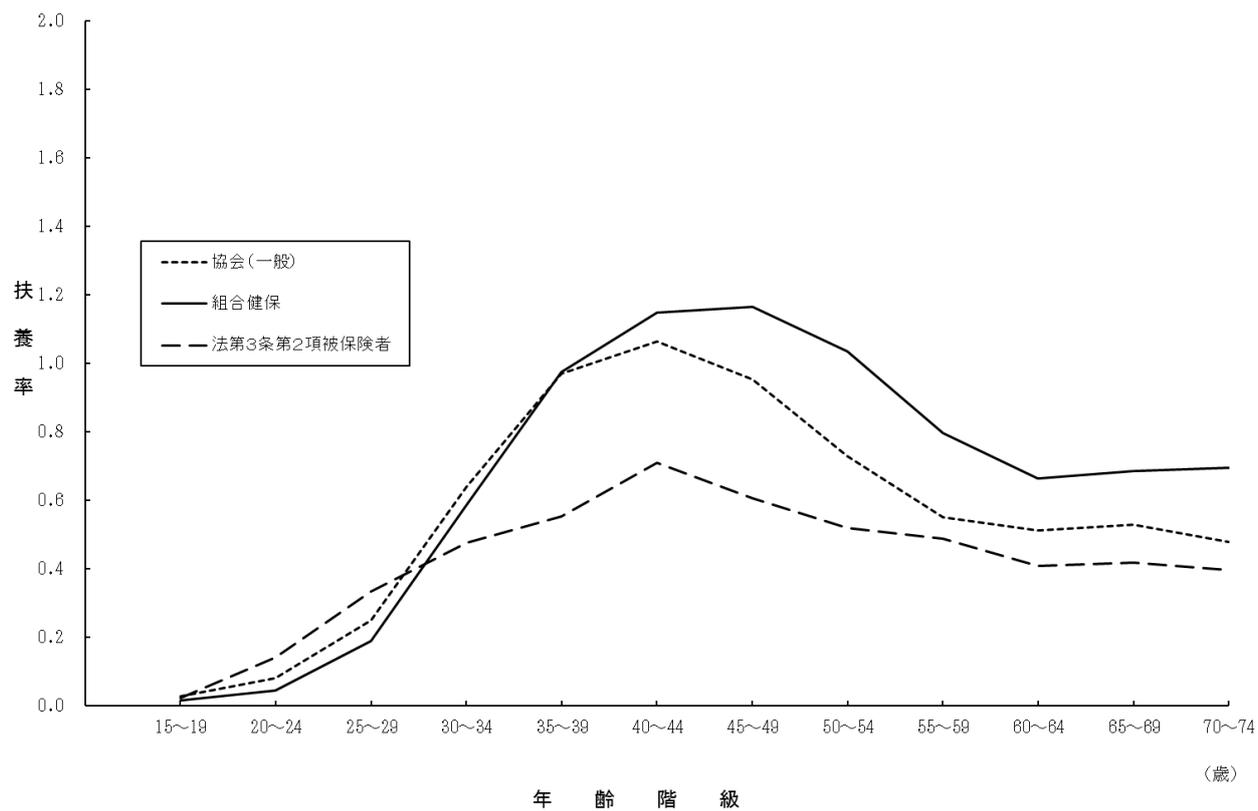
(注)平成28年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年		
						総数	男性	女性
総数	0.499	0.523	0.520	0.510	0.500	0.473	0.502	0.273
15～19歳	0.018	0.028	0.074	0.069	0.051	0.022	0.023	-
20～24	0.238	0.206	0.204	0.185	0.140	0.141	0.142	0.100
25～29	0.366	0.357	0.351	0.350	0.381	0.333	0.335	0.250
30～34	0.539	0.554	0.578	0.589	0.526	0.476	0.491	0.111
35～39	0.723	0.642	0.610	0.633	0.681	0.552	0.569	0.273
40～44	0.708	0.726	0.749	0.734	0.713	0.709	0.725	0.548
45～49	0.694	0.680	0.666	0.626	0.638	0.606	0.616	0.504
50～54	0.589	0.627	0.615	0.590	0.543	0.519	0.535	0.399
55～59	0.431	0.479	0.489	0.482	0.486	0.487	0.534	0.221
60～64	0.412	0.466	0.453	0.452	0.439	0.408	0.452	0.205
65～69	0.372	0.453	0.463	0.448	0.445	0.417	0.453	0.237
70～74	0.389	0.401	0.378	0.382	0.387	0.396	0.445	0.208
75歳以上	0.318	0.317	0.351	0.326	0.316	0.325	0.394	0.157

(注)平成28年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成29年10月1日現在）



次に、平成29年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.426、組合健保0.493、法第3条第2項被保険者0.257、配偶者は協会（一般）0.218、組合健保0.275、法第3条第2項被保険者0.197、直系尊属は協会（一般）0.024、組合健保0.010、法第3条第2項被保険者0.009、その他は協会（一般）0.006、組合健保0.003、法第3条第2項被保険者0.010となっている。また、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低くなっているが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、その他の扶養率は法第3条第2項被保険者が一番高くなっている。

被保険者の年齢階級別に続柄別の扶養率をみると、子については山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び、組合健保、法第3条第2項被保険者が40～44歳でそれぞれ0.768、0.818、0.488である。配偶者については、ピークは協会（一般）が、65～69歳で0.427、組合健保及び法第3条第2項被保険者が、ともに70～74歳の0.632、0.260である。直系尊属については概ね山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保がともに40～44歳でそれぞれ0.055、0.022、法第3条第2項被保険者が45～49歳の0.022である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成29年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.675	0.426	0.218	0.024	0.006
15～19歳	0.026	0.009	0.008	0.006	0.003
20～24	0.081	0.044	0.026	0.008	0.003
25～29	0.248	0.158	0.072	0.015	0.003
30～34	0.640	0.446	0.161	0.029	0.004
35～39	0.968	0.698	0.219	0.046	0.006
40～44	1.062	0.768	0.232	0.055	0.007
45～49	0.951	0.679	0.223	0.041	0.007
50～54	0.727	0.489	0.219	0.011	0.008
55～59	0.549	0.286	0.253	0.001	0.008
60～64	0.512	0.152	0.351	0.000	0.009
65～69	0.529	0.094	0.427	0.000	0.009
70～74	0.477	0.066	0.402	0.000	0.009
75歳以上	0.327	0.054	0.260	-	0.013

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.781	0.493	0.275	0.010	0.003
15～19歳	0.015	0.006	0.006	0.003	-
20～24	0.045	0.025	0.016	0.003	0.001
25～29	0.188	0.118	0.064	0.004	0.001
30～34	0.587	0.403	0.171	0.011	0.002
35～39	0.974	0.692	0.262	0.017	0.003
40～44	1.148	0.818	0.304	0.022	0.004
45～49	1.164	0.810	0.333	0.017	0.004
50～54	1.035	0.668	0.358	0.005	0.004
55～59	0.797	0.383	0.409	0.001	0.003
60～64	0.664	0.164	0.496	0.000	0.004
65～69	0.685	0.086	0.597	-	0.002
70～74	0.695	0.059	0.632	-	0.004
75歳以上	-	-	-	-	-

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.473	0.257	0.197	0.009	0.010
15～19歳	0.022	-	-	0.022	-
20～24	0.141	0.086	0.049	0.003	0.003
25～29	0.333	0.208	0.117	0.007	0.002
30～34	0.476	0.308	0.156	0.007	0.004
35～39	0.552	0.349	0.176	0.015	0.012
40～44	0.709	0.488	0.202	0.018	0.001
45～49	0.606	0.399	0.181	0.022	0.004
50～54	0.519	0.317	0.177	0.017	0.008
55～59	0.487	0.281	0.190	0.004	0.013
60～64	0.408	0.165	0.226	0.002	0.016
65～69	0.417	0.151	0.249	0.001	0.016
70～74	0.396	0.116	0.260	0.002	0.018
75歳以上	0.325	0.076	0.238	-	0.012

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額19万円から53万円の間で、組合健保は概ね標準報酬月額22万円から68万円の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

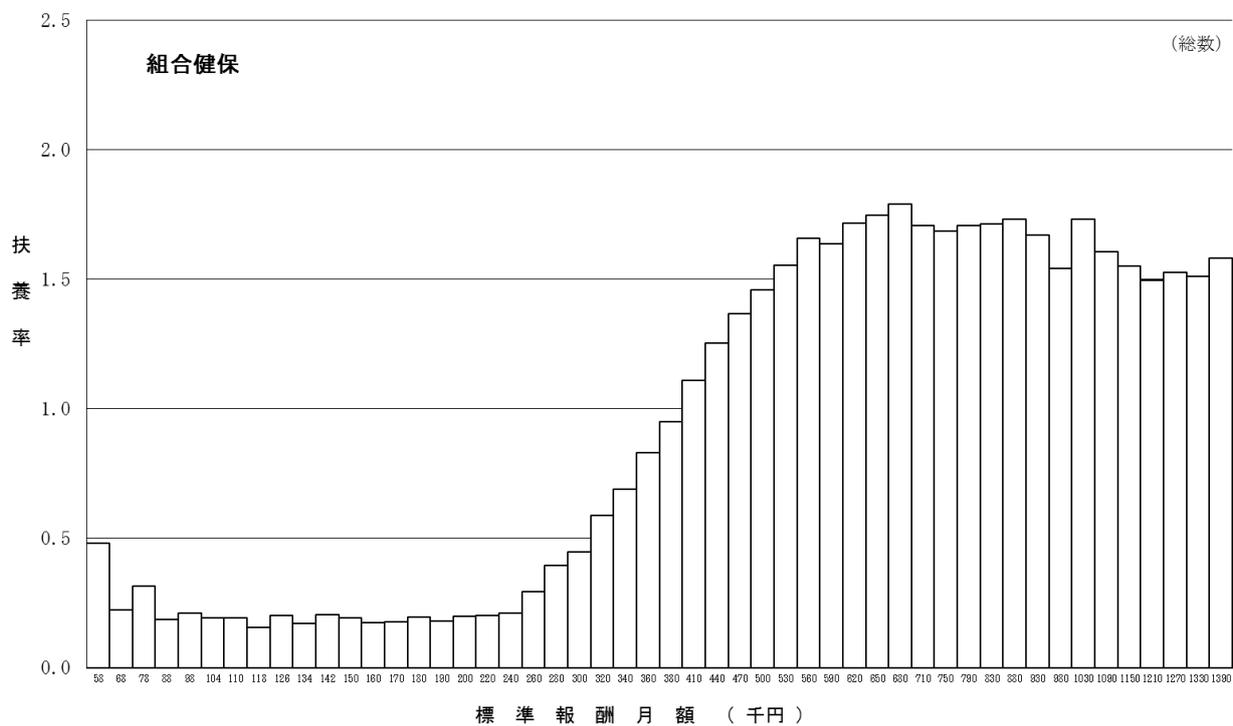
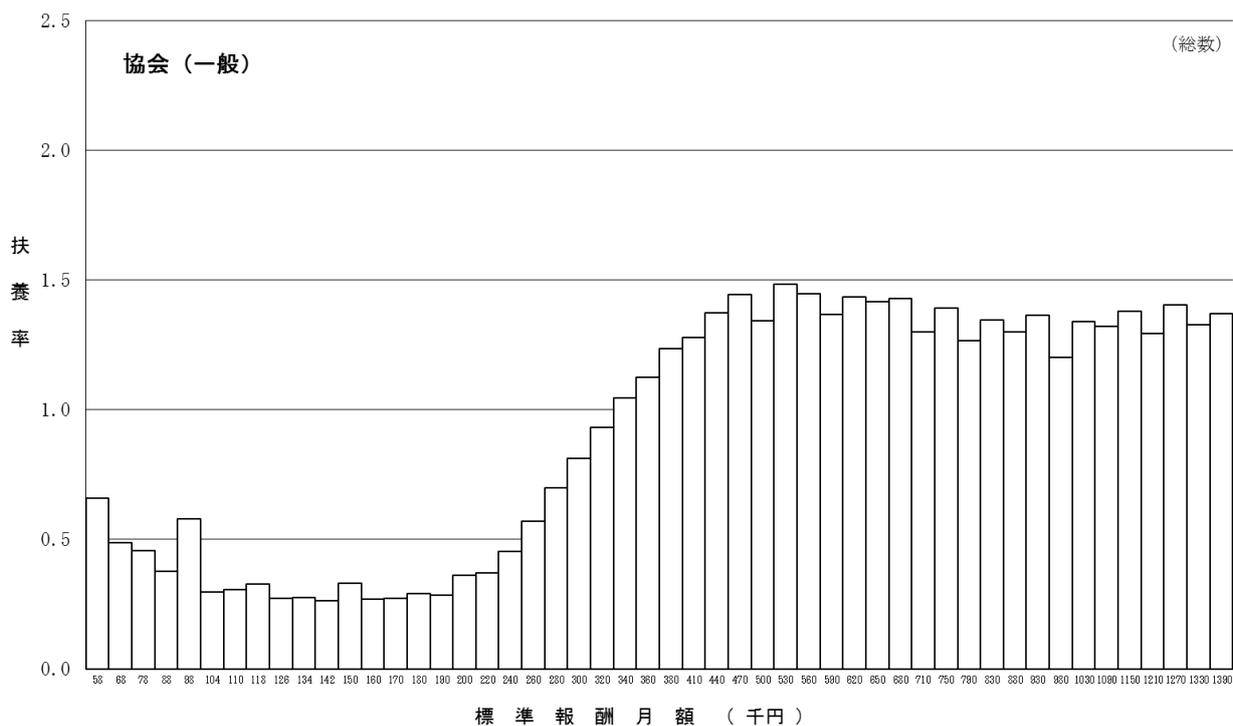
また、男性は標準報酬月額7万8千円から47万円における扶養率について、女性は標準報酬月額8万8千円から62万円の間における扶養率について、協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成29年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.675	0.977	0.209	0.781	1.116	0.131
58,000円	0.659	0.910	0.178	0.480	0.923	-
68,000	0.487	0.741	0.167	0.222	-	0.286
78,000	0.455	0.767	0.163	0.314	0.714	0.214
88,000	0.378	0.647	0.193	0.188	0.478	0.103
98,000	0.578	0.872	0.185	0.212	0.321	0.170
104,000	0.296	0.520	0.196	0.192	0.254	0.176
110,000	0.306	0.539	0.208	0.192	0.295	0.161
118,000	0.328	0.579	0.209	0.155	0.247	0.133
126,000	0.272	0.470	0.201	0.201	0.338	0.163
134,000	0.276	0.478	0.197	0.172	0.247	0.150
142,000	0.263	0.435	0.196	0.205	0.322	0.172
150,000	0.331	0.579	0.190	0.194	0.355	0.146
160,000	0.270	0.436	0.190	0.173	0.296	0.131
170,000	0.272	0.432	0.186	0.178	0.308	0.126
180,000	0.290	0.450	0.187	0.197	0.341	0.130
190,000	0.286	0.433	0.187	0.182	0.304	0.122
200,000	0.361	0.554	0.186	0.200	0.372	0.096
220,000	0.369	0.537	0.196	0.202	0.344	0.097
240,000	0.452	0.632	0.208	0.211	0.353	0.083
260,000	0.569	0.762	0.220	0.294	0.453	0.106
280,000	0.699	0.895	0.235	0.397	0.568	0.113
300,000	0.812	1.020	0.238	0.446	0.622	0.128
320,000	0.930	1.124	0.261	0.588	0.787	0.143
340,000	1.044	1.233	0.277	0.690	0.922	0.108
360,000	1.125	1.314	0.276	0.831	1.035	0.169
380,000	1.235	1.414	0.296	0.951	1.158	0.176
410,000	1.279	1.467	0.278	1.109	1.309	0.171
440,000	1.374	1.541	0.297	1.254	1.442	0.201
470,000	1.444	1.595	0.312	1.369	1.521	0.240
500,000	1.344	1.546	0.246	1.460	1.604	0.200
530,000	1.484	1.625	0.292	1.555	1.694	0.239
560,000	1.448	1.604	0.262	1.659	1.794	0.175
590,000	1.366	1.561	0.230	1.638	1.755	0.215
620,000	1.435	1.584	0.246	1.719	1.832	0.206
650,000	1.416	1.579	0.243	1.746	1.847	0.286
680,000	1.428	1.570	0.286	1.790	1.901	0.248
710,000	1.300	1.504	0.217	1.707	1.815	0.254
750,000	1.393	1.559	0.255	1.688	1.823	0.077
790,000	1.266	1.479	0.211	1.708	1.812	0.303
830,000	1.346	1.505	0.237	1.715	1.821	0.259
880,000	1.299	1.476	0.236	1.731	1.885	0.206
930,000	1.363	1.517	0.272	1.672	1.780	0.108
980,000	1.201	1.416	0.223	1.541	1.683	0.238
1,030,000	1.340	1.499	0.295	1.732	1.893	0.342
1,090,000	1.321	1.490	0.266	1.606	1.744	0.273
1,150,000	1.380	1.530	0.347	1.552	1.681	0.261
1,210,000	1.293	1.479	0.245	1.496	1.618	0.318
1,270,000	1.404	1.556	0.325	1.528	1.652	0.200
1,330,000	1.327	1.494	0.280	1.510	1.633	0.286
1,390,000	1.372	1.522	0.274	1.582	1.661	0.329

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（平成29年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級150万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級100万円から1,000万円の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級800万円未満における扶養率について、女性は総報酬額階級100万円以上900万円未満における扶養率について、協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成29年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総 数	男性	女性	総 数	男性	女性
総 数	0.675	0.977	0.209	0.781	1.116	0.131
～ 999,000 円	0.578	0.856	0.171	0.382	0.722	0.216
1,000,000 ～ 1,499,000	0.417	0.718	0.200	0.178	0.284	0.149
1,500,000 ～ 1,999,000	0.294	0.494	0.193	0.190	0.298	0.156
2,000,000 ～ 2,499,000	0.317	0.494	0.186	0.178	0.316	0.115
2,500,000 ～ 2,999,000	0.367	0.541	0.193	0.210	0.366	0.102
3,000,000 ～ 3,499,000	0.506	0.708	0.205	0.303	0.491	0.098
3,500,000 ～ 3,999,000	0.648	0.865	0.220	0.339	0.510	0.107
4,000,000 ～ 4,499,000	0.824	1.045	0.242	0.439	0.628	0.111
4,500,000 ～ 4,999,000	1.009	1.234	0.257	0.602	0.800	0.138
5,000,000 ～ 5,499,000	1.160	1.384	0.289	0.759	0.987	0.147
5,500,000 ～ 5,999,000	1.281	1.494	0.312	0.940	1.158	0.166
6,000,000 ～ 6,499,000	1.319	1.531	0.284	1.077	1.287	0.188
6,500,000 ～ 6,999,000	1.420	1.609	0.307	1.226	1.422	0.198
7,000,000 ～ 7,499,000	1.414	1.603	0.276	1.329	1.502	0.204
7,500,000 ～ 7,999,000	1.500	1.663	0.290	1.446	1.612	0.191
8,000,000 ～ 8,499,000	1.526	1.671	0.283	1.544	1.681	0.212
8,500,000 ～ 8,999,000	1.429	1.607	0.236	1.600	1.720	0.227
9,000,000 ～ 9,499,000	1.389	1.574	0.228	1.655	1.782	0.289
9,500,000 ～ 9,999,000	1.463	1.607	0.255	1.668	1.780	0.185
10,000,000 ～ 10,499,000	1.543	1.674	0.262	1.763	1.875	0.152
10,500,000 ～ 10,999,000	1.373	1.540	0.228	1.756	1.856	0.183
11,000,000 ～ 11,499,000	1.424	1.573	0.256	1.749	1.866	0.124
11,500,000 ～ 11,999,000	1.234	1.443	0.223	1.721	1.828	0.244
12,000,000 ～ 12,499,000	1.375	1.532	0.283	1.715	1.837	0.256
12,500,000 ～ 12,999,000	1.446	1.586	0.300	1.842	1.933	0.128
13,000,000 ～ 13,499,000	1.326	1.491	0.254	1.801	1.895	0.178
13,500,000 ～ 13,999,000	1.365	1.523	0.312	1.762	1.858	0.162
14,000,000 ～ 14,499,000	1.429	1.572	0.315	1.847	1.910	0.421
14,500,000 ～ 14,999,000	1.280	1.465	0.250	1.715	1.809	0.172
15,000,000 ～ 15,499,000	1.374	1.526	0.319	1.662	1.788	0.167
15,500,000 ～ 15,999,000	1.309	1.481	0.284	1.761	1.854	0.368
16,000,000 ～ 16,499,000	1.499	1.640	0.295	1.815	1.934	0.267
16,500,000 ～ 16,999,000	1.349	1.507	0.274	1.633	1.715	0.229
17,000,000 ～ 17,499,000	1.519	1.648	0.317	1.712	1.794	0.600
17,500,000 ～ 17,999,000	1.480	1.606	0.309	1.813	2.000	-
18,000,000 ～ 18,499,000	1.489	1.600	0.332	1.670	1.762	0.286
18,500,000 ～ 18,999,000	1.511	1.638	0.253	1.939	1.991	-
19,000,000 ～ 19,499,000	1.628	1.733	0.314	2.101	2.152	1.000
19,500,000 ～ 19,999,000	1.517	1.624	0.317	1.667	1.719	-
20,000,000 ～ 20,499,000	1.586	1.687	0.204	1.719	1.709	2.000
20,500,000 ～ 20,999,000	1.512	1.620	0.247	1.511	1.683	0.333
21,000,000 ～ 21,499,000	1.537	1.617	0.211	1.474	1.600	-
21,500,000 ～ 21,999,000	1.496	1.595	0.229	1.516	1.567	-
22,000,000 ～	1.443	1.535	0.255	1.587	1.638	0.500

(注1) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(注2) 総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額(平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表9-1及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が384,405円、組合健保が540,662円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.07倍、組合健保は約2.76倍となっている。また、協会（一般）、組合健保ともに50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに約2～5万円程度ずつ増加するが、55歳を過ぎると概ね減少する傾向となっている。

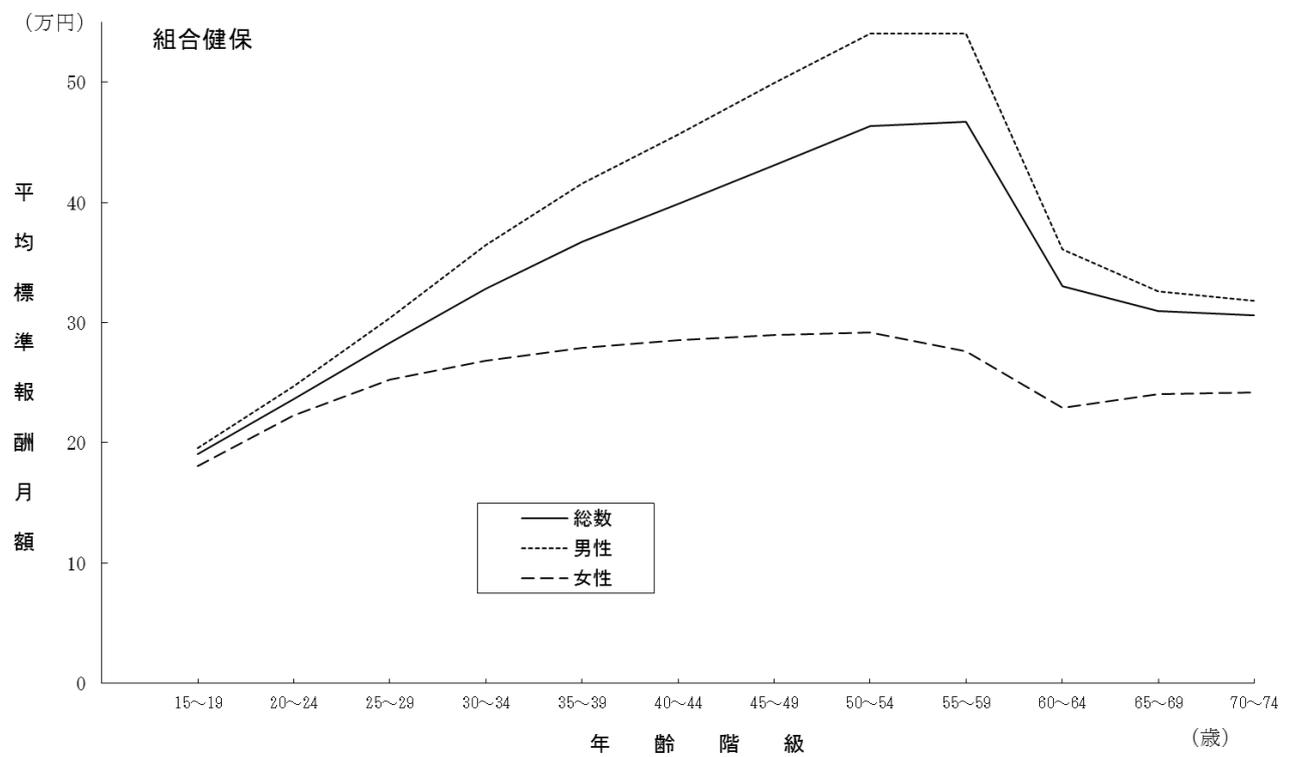
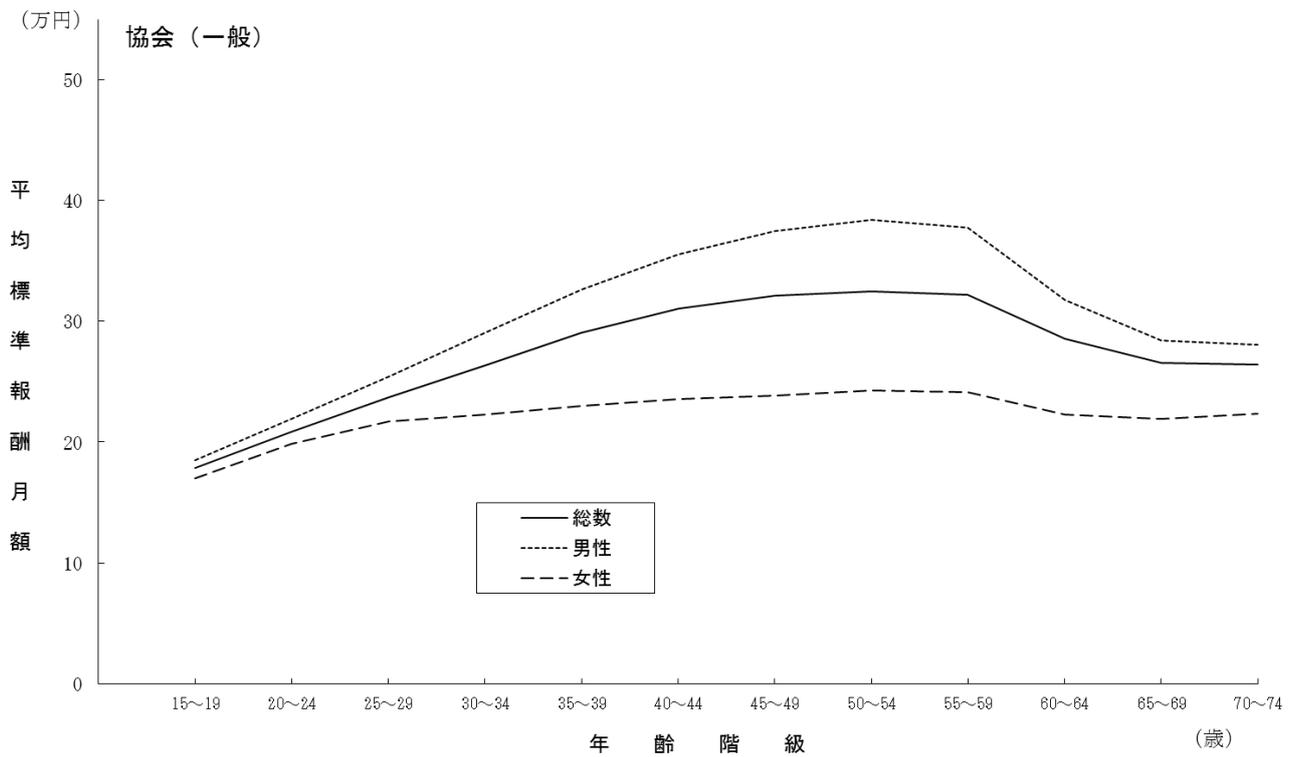
一方、女性の平均標準報酬月額は男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかであり、協会（一般）は16万円～24万円台、組合健保は18万円～29万円台で推移している。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳、女性が45～49歳の階級で最も大きくなっており、それぞれ1.431倍、1.215倍である。また、年齢階級総数では、男性が1.300倍、女性が1.178倍となっている。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 287,610	円 326,247	円 228,168	円 371,340	円 424,173	円 268,873	1.291	1.300	1.178
15～19歳	178,547	185,260	170,085	190,680	195,966	180,491	1.068	1.058	1.061
20～24	208,559	218,981	198,463	236,004	247,277	222,689	1.132	1.129	1.122
25～29	237,328	254,262	217,162	282,993	304,252	252,967	1.192	1.197	1.165
30～34	263,653	290,443	222,953	327,951	364,287	268,172	1.244	1.254	1.203
35～39	290,288	326,059	229,982	367,357	415,828	279,213	1.265	1.275	1.214
40～44	310,620	355,571	235,796	398,909	456,642	285,560	1.284	1.284	1.211
45～49	321,032	375,004	238,799	430,680	499,356	290,039	1.342	1.332	1.215
50～54	324,618	384,405	242,641	463,733	540,662	291,926	1.429	1.406	1.203
55～59	322,264	377,585	241,732	467,100	540,480	275,891	1.449	1.431	1.141
60～64	285,997	318,042	222,547	330,619	360,925	228,790	1.156	1.135	1.028
65～69	265,408	284,075	219,108	309,918	326,121	240,678	1.168	1.148	1.098
70～74	264,054	280,438	223,370	305,846	317,948	241,735	1.158	1.134	1.082
75歳以上	243,244	261,982	206,078	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	313,928	362,656	237,245	424,835	488,207	282,233	1.353	1.346	1.190

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成29年10月1日現在）



次に、平成29年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額の伸び率は、協会（一般）の総数で0.41%増、男性で0.57%増、女性で0.32%増、組合健保の総数で0.02%増、男性で0.22%増、女性で0.61%増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.47%増、女性は0.24%増、組合健保の男性は0.02%増、女性は0.57%増、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.09%増、女性は0.08%増、組合健保の男性は0.19%増、女性は0.04%増となっている。また、要因分解における報酬変化分組合健保について、男性0.02%増、女性0.57%増となっている中、総数では0.18%減となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の構成割合が増加したことが要因である。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成28年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成28年平均 標準報酬月額 (円)	平成29年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	286,426	287,610	0.41	0.29	0.13
男性	324,409	326,247	0.57	0.47	0.09
女性	227,431	228,168	0.32	0.24	0.08

(注) 総数の伸び率0.41%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.08%である。

(2) 組合健保

	平成28年平均 標準報酬月額 (円)	平成29年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	371,268	371,340	0.02	▲ 0.18	0.20
男性	423,257	424,173	0.22	0.02	0.19
女性	267,251	268,873	0.61	0.57	0.04

(注) 総数の伸び率0.02%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.29%である。

8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

男性の平均標準賞与額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピーク時の平均標準賞与額は、協会（一般）が40～44歳の565,889円、組合健保が50～54歳の1,899,616円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）が約4.77倍、組合健保が約8.74倍となっており、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きく、特に組合健保で大きくなっている。

一方、女性の平均標準賞与額も、男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかである。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額になっている。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、年齢階級総数では男性が2.898倍、女性が1.739倍となっており、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きくなっている。

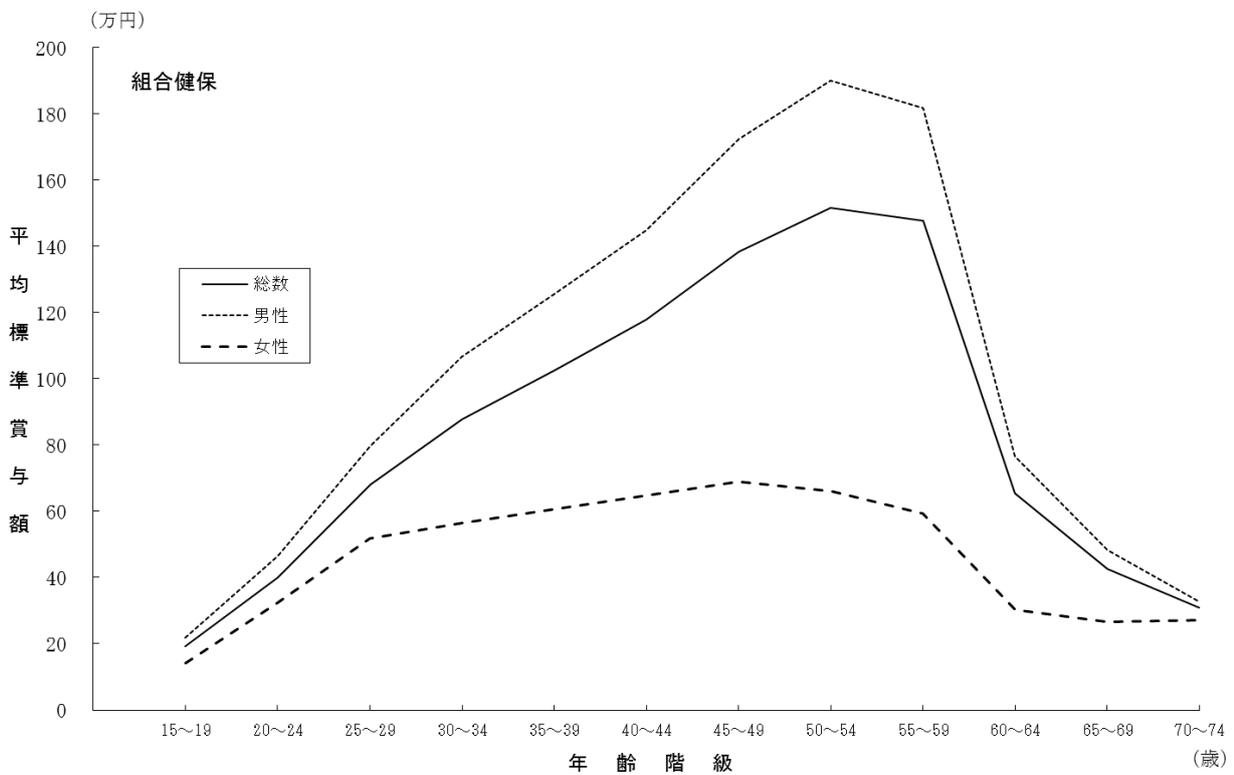
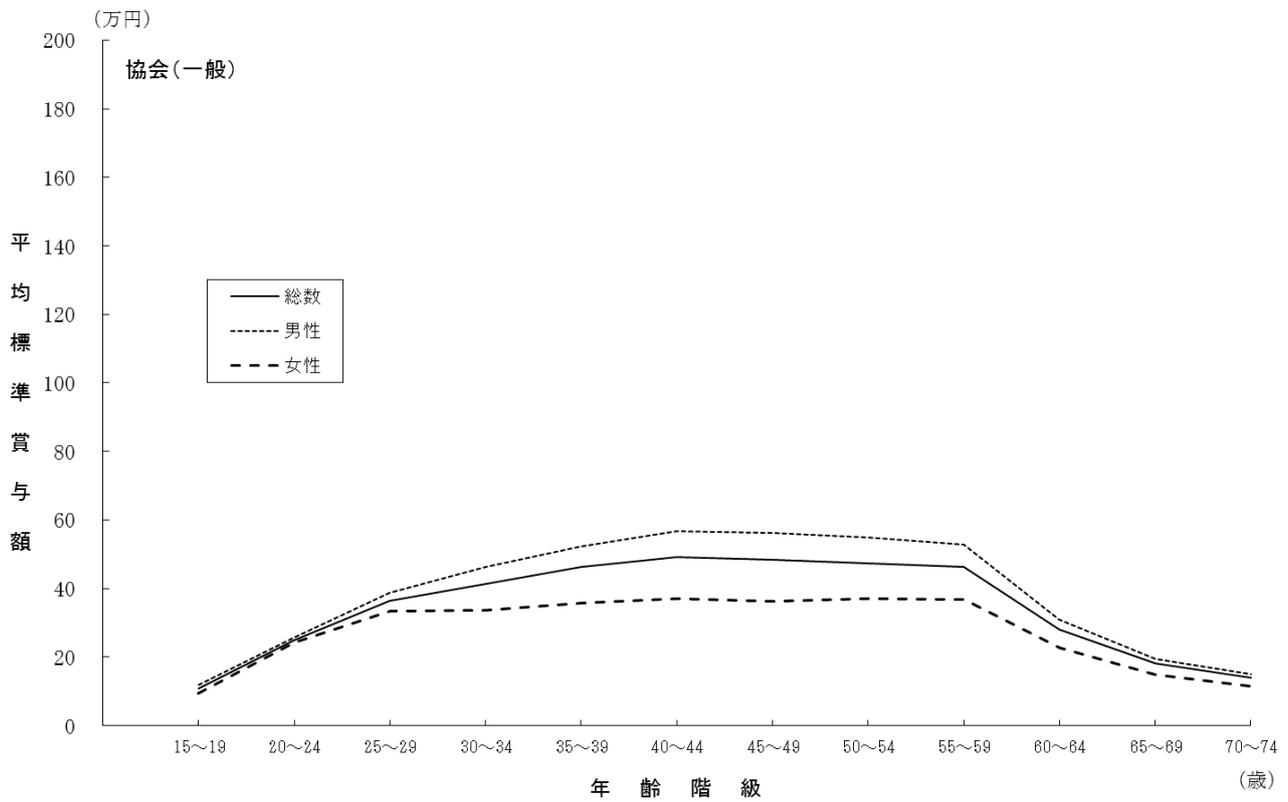
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	402,513	453,888	324,185	1,055,546	1,315,576	563,687	2.622	2.898	1.739
15～19歳	107,574	118,589	93,686	191,578	217,266	142,135	1.781	1.832	1.517
20～24	250,030	257,027	243,250	400,168	465,808	322,562	1.600	1.812	1.326
25～29	362,621	387,153	333,386	681,277	796,019	518,934	1.879	2.056	1.557
30～34	411,968	461,568	336,661	877,170	1,066,689	564,762	2.129	2.311	1.678
35～39	461,929	523,811	357,725	1,025,817	1,256,377	606,306	2.221	2.399	1.695
40～44	492,647	565,889	370,866	1,178,627	1,449,297	646,626	2.392	2.561	1.744
45～49	483,095	563,037	361,452	1,383,646	1,722,746	688,184	2.864	3.060	1.904
50～54	473,916	549,366	370,638	1,517,106	1,899,616	660,668	3.201	3.458	1.783
55～59	461,948	527,707	366,453	1,476,488	1,817,398	592,810	3.196	3.444	1.618
60～64	280,912	308,049	227,949	654,580	767,055	301,341	2.330	2.490	1.322
65～69	180,756	194,788	148,231	425,280	482,839	266,468	2.353	2.479	1.798
70～74	139,446	149,715	115,362	309,774	326,928	270,322	2.221	2.184	2.343
75歳以上	82,748	82,388	83,448	-	-	-	-	-	-
(再掲)									
介護(2号)	448,639	512,492	348,572	1,303,499	1,606,893	627,087	2.905	3.135	1.799

(注1) 平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は1.400ヶ月分、組合健保は2.843ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が35～39歳の1.591ヶ月分、組合健保が50～54歳の3.272ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）の男性は35～39歳で、女性は40～44歳でピークとなっており、それぞれ1.606ヶ月分、1.573ヶ月分である。組合健保は男性が50～54歳の3.513ヶ月分、女性が45～49歳の2.373ヶ月分でピークとなっている。

なお、図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が女性よりも高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成29年10月1日現在）
（1）協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	287,610	326,247	228,168	402,513	453,888	324,185	1.400	1.391	1.421
15～19歳	178,547	185,260	170,085	107,574	118,589	93,686	0.602	0.640	0.551
20～24	208,559	218,981	198,463	250,030	257,027	243,250	1.199	1.174	1.226
25～29	237,328	254,262	217,162	362,621	387,153	333,386	1.528	1.523	1.535
30～34	263,653	290,443	222,953	411,968	461,568	336,661	1.563	1.589	1.510
35～39	290,288	326,059	229,982	461,929	523,811	357,725	1.591	1.606	1.555
40～44	310,620	355,571	235,796	492,647	565,889	370,866	1.586	1.591	1.573
45～49	321,032	375,004	238,799	483,095	563,037	361,452	1.505	1.501	1.514
50～54	324,618	384,405	242,641	473,916	549,366	370,638	1.460	1.429	1.528
55～59	322,264	377,585	241,732	461,948	527,707	366,453	1.433	1.398	1.516
60～64	285,998	318,042	222,547	280,912	308,049	227,949	0.982	0.969	1.024
65～69	265,408	284,075	219,108	180,756	194,788	148,231	0.681	0.686	0.677
70～74	264,054	280,438	223,370	139,446	149,715	115,362	0.528	0.534	0.516
75歳以上	243,244	261,982	206,078	82,748	82,388	83,448	0.340	0.314	0.405
(再掲) 介護(2号)	313,928	362,656	237,245	448,639	512,492	348,572	1.429	1.413	1.469

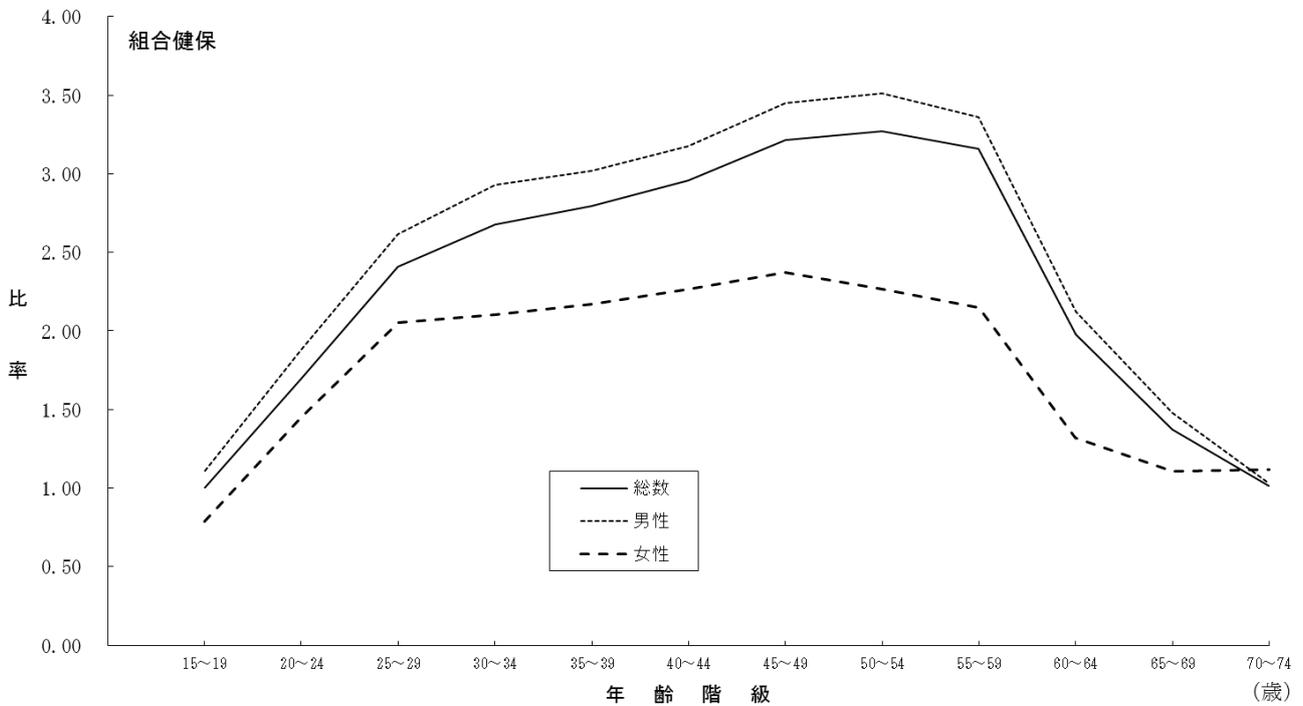
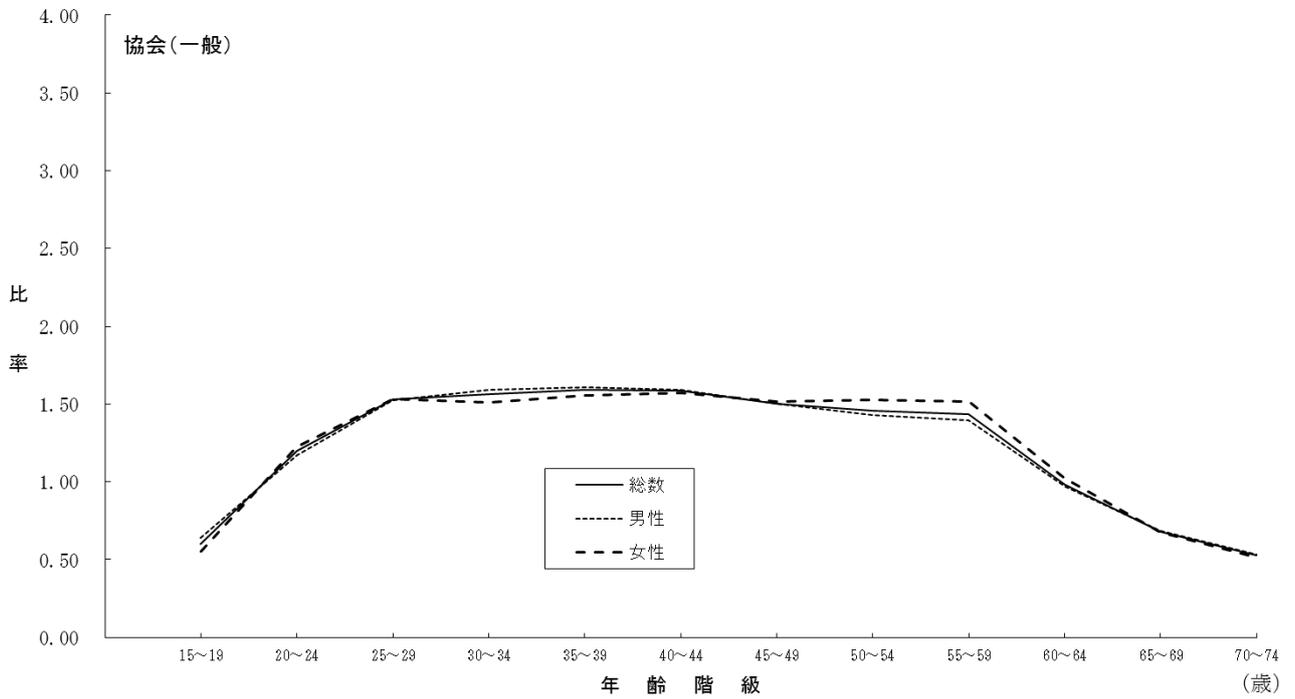
（2）組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	371,340	424,173	268,873	1,055,546	1,315,576	563,687	2.843	3.102	2.096
15～19歳	190,680	195,966	180,491	191,578	217,266	142,135	1.005	1.109	0.787
20～24	236,004	247,277	222,689	400,168	465,808	322,562	1.696	1.884	1.448
25～29	282,993	304,252	252,967	681,277	796,019	518,934	2.407	2.616	2.051
30～34	327,951	364,287	268,172	877,170	1,066,689	564,762	2.675	2.928	2.106
35～39	367,357	415,828	279,213	1,025,817	1,256,377	606,306	2.792	3.021	2.171
40～44	398,909	456,642	285,560	1,178,627	1,449,297	646,626	2.955	3.174	2.264
45～49	430,680	499,356	290,039	1,383,646	1,722,746	688,184	3.213	3.450	2.373
50～54	463,733	540,662	291,926	1,517,106	1,899,616	660,668	3.272	3.513	2.263
55～59	467,100	540,480	275,891	1,476,488	1,817,398	592,810	3.161	3.363	2.149
60～64	330,619	360,925	228,790	654,580	767,055	301,341	1.980	2.125	1.317
65～69	309,918	326,121	240,678	425,280	482,839	266,468	1.372	1.481	1.107
70～74	305,846	317,948	241,735	309,774	326,928	270,322	1.013	1.028	1.118
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	424,835	488,207	282,233	1,303,499	1,606,893	627,087	3.068	3.291	2.222

(注1) 平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

図6 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成29年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

まず、被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

男性の平均総報酬額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が5,159,476円、組合健保が8,379,742円となっている。女性についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）は50～54歳、組合健保は45～49歳でピークとなっているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

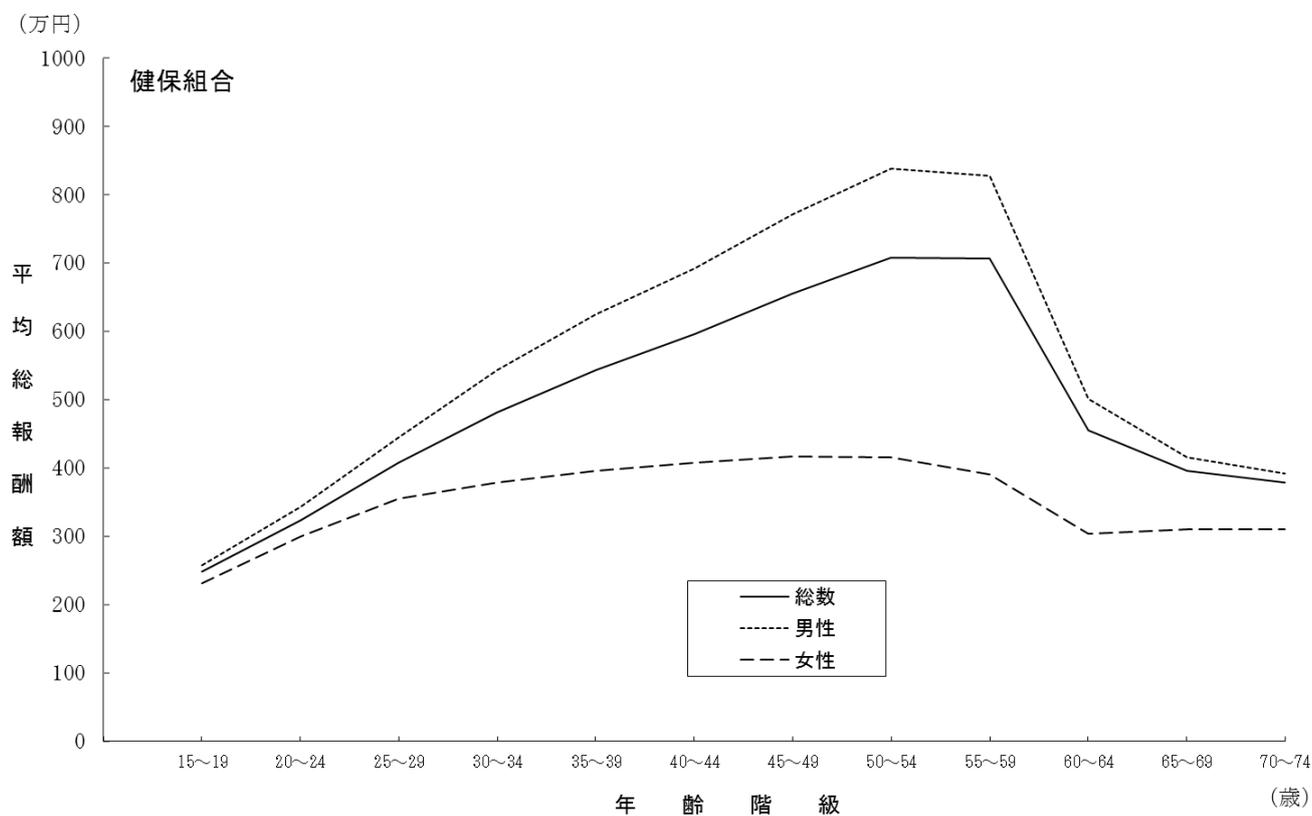
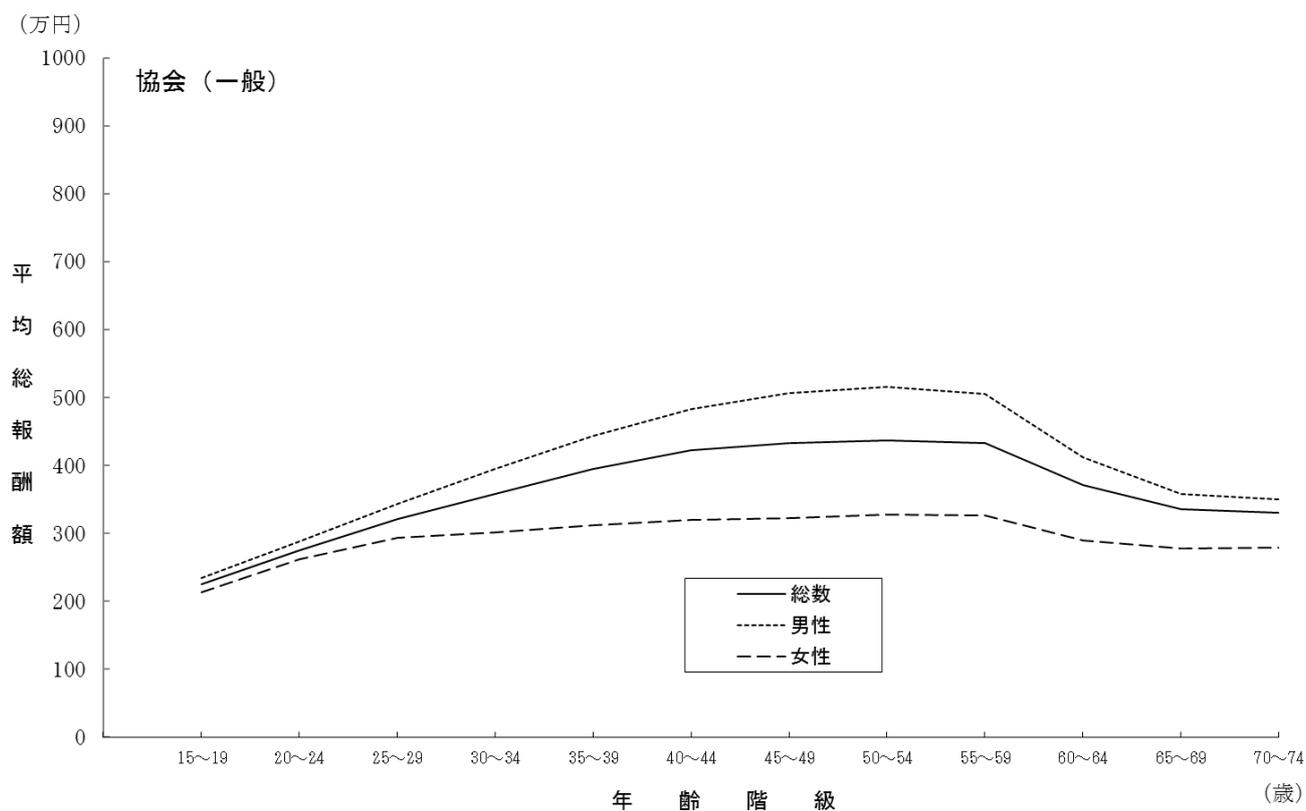
組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳の約1.64倍、女性が45～49歳の約1.29倍で最も大きくなっており、年齢階級総数では男性が約1.46倍、女性が約1.24倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	3,849,368	4,362,217	3,060,362	5,483,440	6,359,598	3,784,195	1.425	1.458	1.237
15～19	2,250,075	2,341,644	2,134,634	2,479,572	2,568,577	2,308,030	1.102	1.097	1.081
20～24	2,752,339	2,884,417	2,624,396	3,231,440	3,432,451	2,994,029	1.174	1.190	1.141
25～29	3,209,493	3,437,276	2,938,227	4,074,925	4,444,955	3,552,287	1.270	1.293	1.209
30～34	3,574,158	3,944,916	3,010,876	4,809,086	5,434,668	3,779,888	1.346	1.378	1.255
35～39	3,943,405	4,434,045	3,116,231	5,431,564	6,243,463	3,955,143	1.377	1.408	1.269
40～44	4,218,103	4,830,228	3,199,189	5,961,958	6,925,163	4,070,908	1.413	1.434	1.272
45～49	4,333,571	5,060,581	3,225,901	6,547,068	7,709,961	4,165,616	1.511	1.524	1.291
50～54	4,367,302	5,159,476	3,281,105	7,074,474	8,379,742	4,159,392	1.620	1.624	1.268
55～59	4,326,467	5,055,178	3,265,657	7,066,877	8,282,314	3,899,780	1.633	1.638	1.194
60～64	3,705,612	4,115,127	2,894,751	4,553,740	5,007,328	3,029,695	1.229	1.217	1.047
65～69	3,351,924	3,585,345	2,772,966	3,957,547	4,158,751	3,097,792	1.181	1.160	1.117
70～74	3,299,849	3,503,783	2,793,461	3,787,499	3,917,995	3,096,233	1.148	1.118	1.108
75歳以上	2,999,908	3,223,868	2,555,691	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	4,212,281	4,859,542	3,193,678	6,381,333	7,435,979	4,008,135	1.515	1.530	1.255

(注)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額(平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成29年10月1日現在）



次に、平成29年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

平均総報酬額の伸び率は、協会（一般）の総数で0.31%増、男性で0.54%増、女性で0.06%増、組合健保の総数で0.22%増、男性で0.47%増、女性で0.77%増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.49%増、女性は0.01%増、組合健保の男性は0.26%増、女性は0.74%増、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.05%増、女性は0.05%増、組合健保の男性は0.22%増、女性は0.03%増となっている。また、要因分解における報酬額変化分の組合健保について、男性0.26%増、女性0.74%増となっている中、総数では0.02%減となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の割合が増加したことが要因である。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成28年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成28年 平均総報酬額 (円)	平成29年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,837,336	3,849,368	0.31	0.23	0.09
男性	4,338,833	4,362,217	0.54	0.49	0.05
女性	3,058,391	3,060,362	0.06	0.01	0.05

(注) 総数の伸び率0.31%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.08%である。

(2) 組合健保

	平成28年 平均総報酬額 (円)	平成29年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,471,668	5,483,440	0.22	▲ 0.02	0.23
男性	6,329,661	6,359,598	0.47	0.26	0.22
女性	3,755,128	3,784,195	0.77	0.74	0.03

(注) 総数の伸び率0.21%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.33%である。

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.382、組合健保は0.190となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高くなっている。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については、協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳で0.315、組合健保が45～49歳で0.100となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.736、0.531となっている。

女性についても、概ね男性と同じような傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が25～29歳で0.342、組合健保が55～59歳で0.261となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.713、0.450となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成29年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.382	0.384	0.379	0.190	0.136	0.293
15～19歳	0.402	0.383	0.426	0.224	0.169	0.328
20～24	0.363	0.366	0.361	0.238	0.189	0.297
25～29	0.334	0.327	0.342	0.207	0.153	0.285
30～34	0.330	0.315	0.352	0.188	0.123	0.295
35～39	0.329	0.317	0.350	0.178	0.116	0.293
40～44	0.338	0.328	0.355	0.167	0.103	0.293
45～49	0.362	0.357	0.369	0.164	0.100	0.294
50～54	0.374	0.382	0.364	0.156	0.101	0.279
55～59	0.382	0.392	0.366	0.155	0.114	0.261
60～64	0.466	0.478	0.443	0.289	0.273	0.342
65～69	0.606	0.618	0.577	0.460	0.470	0.429
70～74	0.729	0.736	0.713	0.507	0.531	0.450
75歳以上	0.839	0.853	0.813	-	-	-

(注1) 標準賞与額(28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われたもの)0円の被保険者数を被保険者総数で除して算出している。

(注2) 任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注3) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

1.1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後平成29年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）が15.0%、組合健保が15.3%である。また、学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者の割合が高くなっており、その後は年齢の上昇に伴って減少する傾向にある。なお、定年後の再就職による加入の影響により、60～64歳の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級の割合と比べて高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成29年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	15.0	85.0	100.0	15.3	84.7
15～19歳	100.0	72.1	27.9	100.0	73.9	26.1
20～24	100.0	35.5	64.5	100.0	41.0	59.0
25～29	100.0	20.3	79.7	100.0	19.6	80.4
30～34	100.0	15.5	84.5	100.0	14.3	85.7
35～39	100.0	13.1	86.9	100.0	12.3	87.7
40～44	100.0	11.9	88.1	100.0	10.9	89.1
45～49	100.0	11.5	88.5	100.0	10.6	89.4
50～54	100.0	10.7	89.3	100.0	9.7	90.3
55～59	100.0	9.7	90.3	100.0	8.9	91.1
60～64	100.0	14.7	85.3	100.0	22.3	77.7
65～69	100.0	13.3	86.7	100.0	12.2	87.8
70～74	100.0	10.4	89.6	100.0	5.2	94.8
75歳以上	100.0	5.5	94.5	-	-	-

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに20～24歳で最も小さくなっており、協会（一般）は、50～54歳、組合健保は45～49歳の階級で、最も大きくなっている。また、全体の傾向として、協会（一般）よりも組合健保の方が大きい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
	円	円		円	円	
総数	231,307	297,561	1.286	275,950	388,545	1.408
15～19歳	172,771	193,489	1.120	181,671	216,170	1.190
20～24	198,986	213,831	1.075	219,064	247,790	1.131
25～29	219,208	241,930	1.104	245,391	292,188	1.191
30～34	235,003	268,915	1.144	278,298	336,265	1.208
35～39	246,358	296,899	1.205	305,679	376,012	1.230
40～44	250,283	318,773	1.274	312,366	409,480	1.311
45～49	251,462	330,106	1.313	309,130	445,143	1.440
50～54	252,113	333,342	1.322	339,079	477,140	1.407
55～59	252,039	329,828	1.309	350,900	478,414	1.363
60～64	237,625	294,301	1.239	285,220	343,624	1.205
65～69	219,664	272,402	1.240	243,058	319,168	1.313
70～74	222,169	268,910	1.210	233,012	309,813	1.330
75歳以上	212,778	245,012	1.151	-	-	-

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額を比較したものが表16である。

平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では組合健保よりも協会（一般）の方が大きい。年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さくなっており、協会（一般）は45～49歳、組合健保は15～19歳で最も大きくなっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
	円	円		円	円	
総数	42,184	464,004	11.000	246,612	1,204,924	4.886
15～19歳	32,877	300,647	9.145	60,664	563,220	9.284
20～24	36,145	367,456	10.166	76,435	625,502	8.183
25～29	37,429	444,353	11.872	123,591	817,938	6.618
30～34	38,486	479,425	12.457	187,248	992,701	5.302
35～39	40,776	524,080	12.853	261,703	1,133,094	4.330
40～44	42,473	552,245	13.002	299,783	1,286,152	4.290
45～49	41,176	539,544	13.103	337,868	1,508,045	4.463
50～54	42,621	524,549	12.307	462,366	1,630,413	3.526
55～59	43,547	505,432	11.607	437,456	1,578,344	3.608
60～64	81,001	312,156	3.854	545,143	689,404	1.265
65～69	30,818	198,351	6.436	146,900	492,435	3.352
70～74	22,378	150,078	6.707	109,878	338,221	3.078
75歳以上	24,988	85,704	3.430	-	-	-

（注1）平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級について、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は製造業の17.4%、医療・福祉の16.9%、卸売業・小売業の13.8%、組合健保は製造業の31.3%、卸売業・小売業の16.1%、サービス業の10.0%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で0.957、組合健保は鉱業、採石業、砂利採取業で1.351、電気・ガス・熱供給・水道業で1.280となっており、逆に低い業態は、協会（一般）は公務で0.305、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で0.471となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で339,577円、組合健保は公務で528,000円となっており、逆に最も低い業態は、協会（一般）は公務で191,359円、組合健保は宿泊業・飲食サービス業で273,201円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約1.77倍、組合健保が約1.93倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で702,205円、組合健保は公務で1,878,900円となっており、逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業・飲食サービス業であり、それぞれ191,087円、375,347円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約3.67倍、組合健保が約5.00倍となっている。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.675	287,610	402,513	100.0	0.781	371,340	1,055,546
農 林 水 産 業	0.9	0.748	266,813	356,281	0.3	0.633	314,900	1,003,624
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.943	321,041	495,506	0.0	1.351	393,544	1,728,702
建設業	10.5	0.955	329,893	375,196	3.2	1.041	413,965	1,485,923
製造業	17.4	0.759	295,915	517,094	31.3	0.970	399,444	1,405,550
食 料 品	3.5	0.576	252,570	373,422	2.1	0.720	339,807	1,033,657
繊維工業・繊維製品	0.9	0.506	238,989	290,089	0.5	0.490	304,898	643,371
木 材 ・ 木 製 品	0.6	0.828	280,360	361,315	0.2	0.925	351,031	843,986
化 学 工 業	1.7	0.810	309,549	638,475	6.3	0.975	406,268	1,528,343
金 属 工 業	2.2	0.880	323,966	561,984	2.2	0.985	380,861	1,224,637
機 械 器 具	5.6	0.828	314,750	625,061	16.5	1.026	414,288	1,502,949
そ の 他	2.8	0.784	302,494	473,785	3.6	0.914	381,330	1,208,678
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	0.957	328,367	702,205	1.2	1.280	523,178	1,384,790
情 報 通 信 業	1.9	0.685	339,577	383,424	9.8	0.686	406,765	872,081
運 輸 業 、 郵 便 業	7.4	0.823	292,887	275,342	6.8	0.922	361,610	895,212
卸 売 業 、 小 売 業	13.8	0.714	293,607	408,049	16.1	0.649	319,350	767,066
金 融 業 、 保 険 業	0.7	0.799	335,019	534,151	7.5	0.712	408,906	1,285,362
不動産業、物品賃貸業	2.5	0.731	313,280	350,836	1.7	0.817	390,704	1,130,415
学術研究、専門・技術サービス業	3.9	0.693	330,590	451,366	1.6	0.804	425,977	1,095,463
宿泊業、飲食サービス業	3.6	0.560	261,915	191,087	1.4	0.471	273,201	375,347
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	0.560	272,065	234,267	1.0	0.483	304,344	601,070
教 育 、 学 習 支 援 業	1.6	0.422	264,918	425,299	0.3	0.635	418,767	1,324,577
医 療 、 福 祉	16.9	0.450	271,893	503,445	4.4	0.475	364,684	777,843
複 合 サ ー ビ ス 業	1.0	0.611	248,036	561,438	0.7	0.609	314,496	937,919
サ ー ビ ス 業	10.1	0.598	262,858	287,363	10.0	0.523	316,991	610,490
公 務	2.8	0.305	191,359	213,640	0.0	1.000	528,000	1,878,900
任 意 継 続 分	1.1	0.852	216,145	・	1.3	0.752	292,626	・
特 例 退 職 分	・	・	・	・	1.3	0.819	287,136	・

（注）平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の17.0%で最も高くなっており、また、規模100人未満の割合は約60.5%である。一方、組合健保では規模1,000人以上の53.3%で最も高くなっており、また、規模100人以上の割合は約86.9%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模5人未満の0.825で最も高くなっており、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上の0.803で最も高くなっているものの、規模の違いによるはっきりとした傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて概ね減少する傾向にあるが、組合健保では、規模5～9人でピークを迎えたのち下降、規模300人以上から再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保ともに規模が大きくなるにつれて高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模500～999人の538,007円、組合健保は規模1,000人以上の1,205,808円で最も高くなっている。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.675	287,610	402,513	100.0	0.781	371,340	1,055,546
1～4人	9.6	0.825	289,450	134,443	0.3	0.677	370,095	308,470
5～9	10.1	0.741	311,734	262,397	0.5	0.764	393,212	507,522
10～19	11.9	0.725	309,404	341,896	1.2	0.769	386,969	560,032
20～29	7.5	0.699	300,185	403,841	1.2	0.752	383,123	631,147
30～49	9.2	0.696	294,536	428,953	2.2	0.759	372,494	682,367
50～99	12.3	0.667	284,352	466,468	5.0	0.759	360,785	780,115
100～299	17.0	0.630	279,286	509,488	13.6	0.739	354,103	851,676
300～499	6.3	0.603	278,819	536,586	8.1	0.755	359,330	947,348
500～999	6.2	0.585	277,148	538,007	11.9	0.768	365,211	1,010,771
1,000人以上	8.9	0.514	254,459	420,219	53.3	0.803	383,117	1,205,808
任意継続分	1.1	0.852	216,145	・	1.3	0.752	292,626	・
特例退職分	・	・	・	・	1.3	0.819	287,136	・

（注1）平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

1 4. 被保険者数の推移について

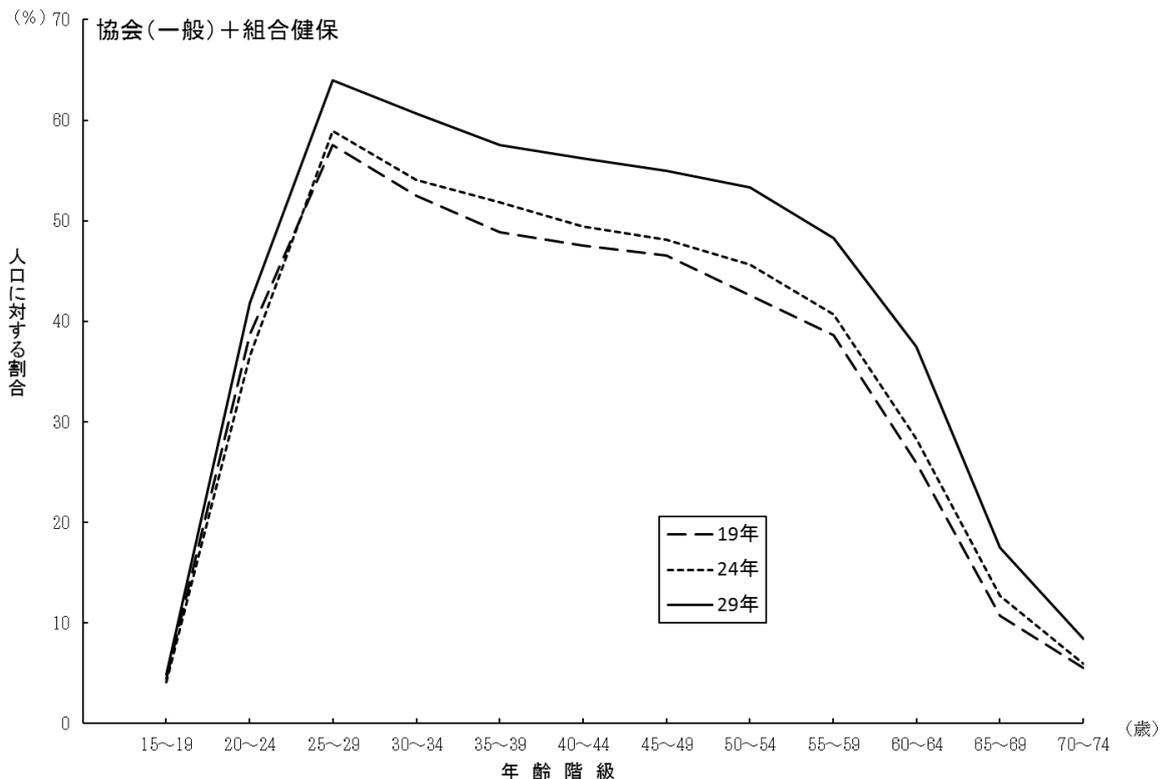
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を、男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成19年から平成24年にかけては、20歳代後半以降の全ての年齢階級で概ね増加しており、平成24年から平成29年にかけては、全ての年齢階級で概ね増加している。

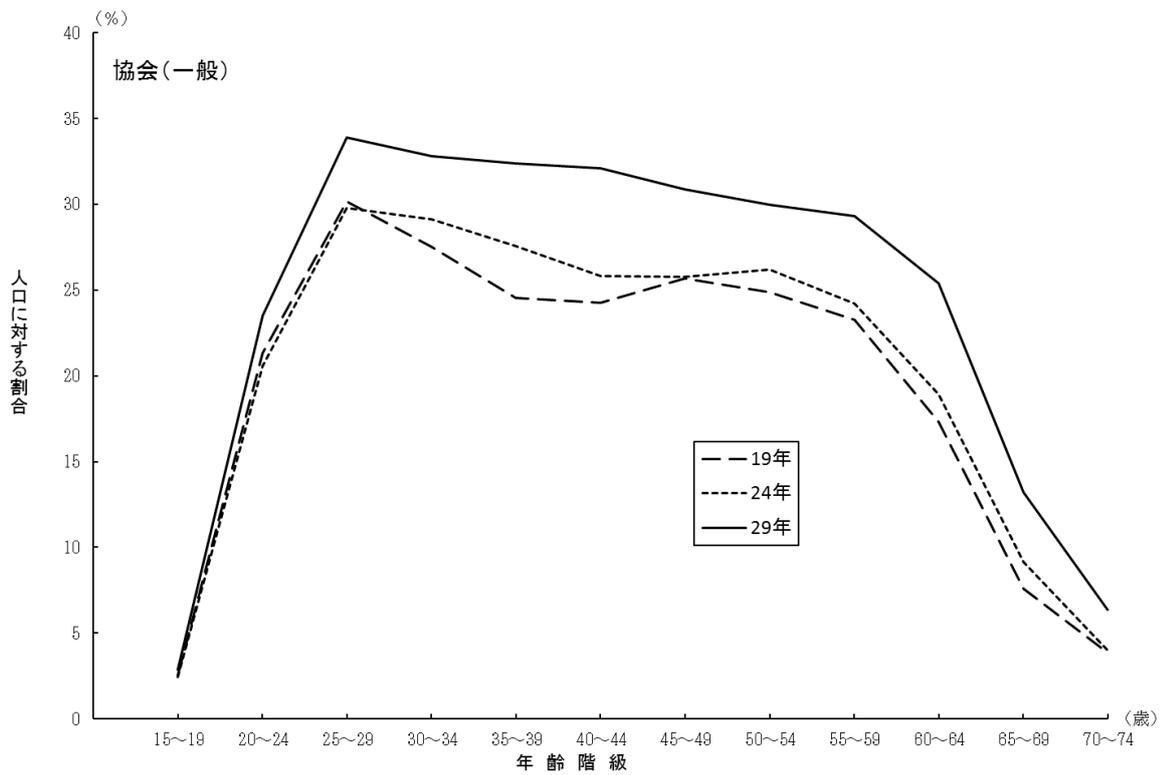
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成19年から平成24年にかけては、30歳代から60歳代後半で増加しており、平成24年から平成29年にかけては、全ての年齢階級で増加している。一方、組合健保は、平成19年から平成24年にかけては、10歳第から20歳第を除き概ね増加しており、平成24年から平成29年にかけても、全ての年齢階級で増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

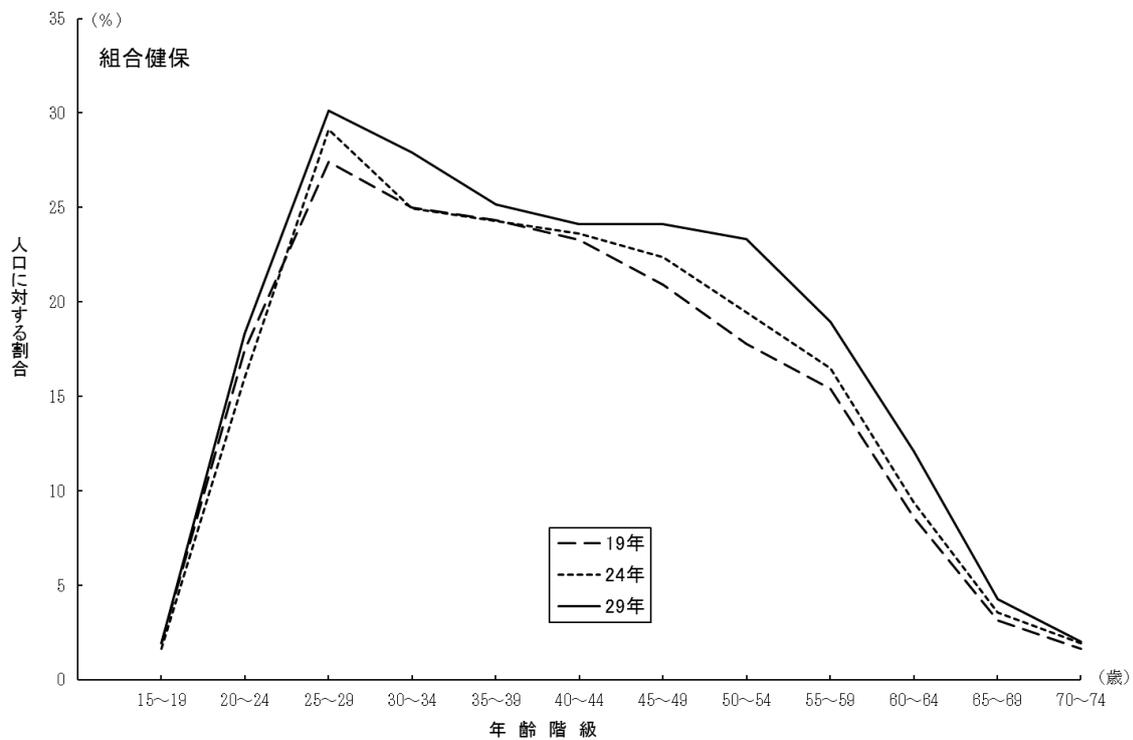


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8-2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



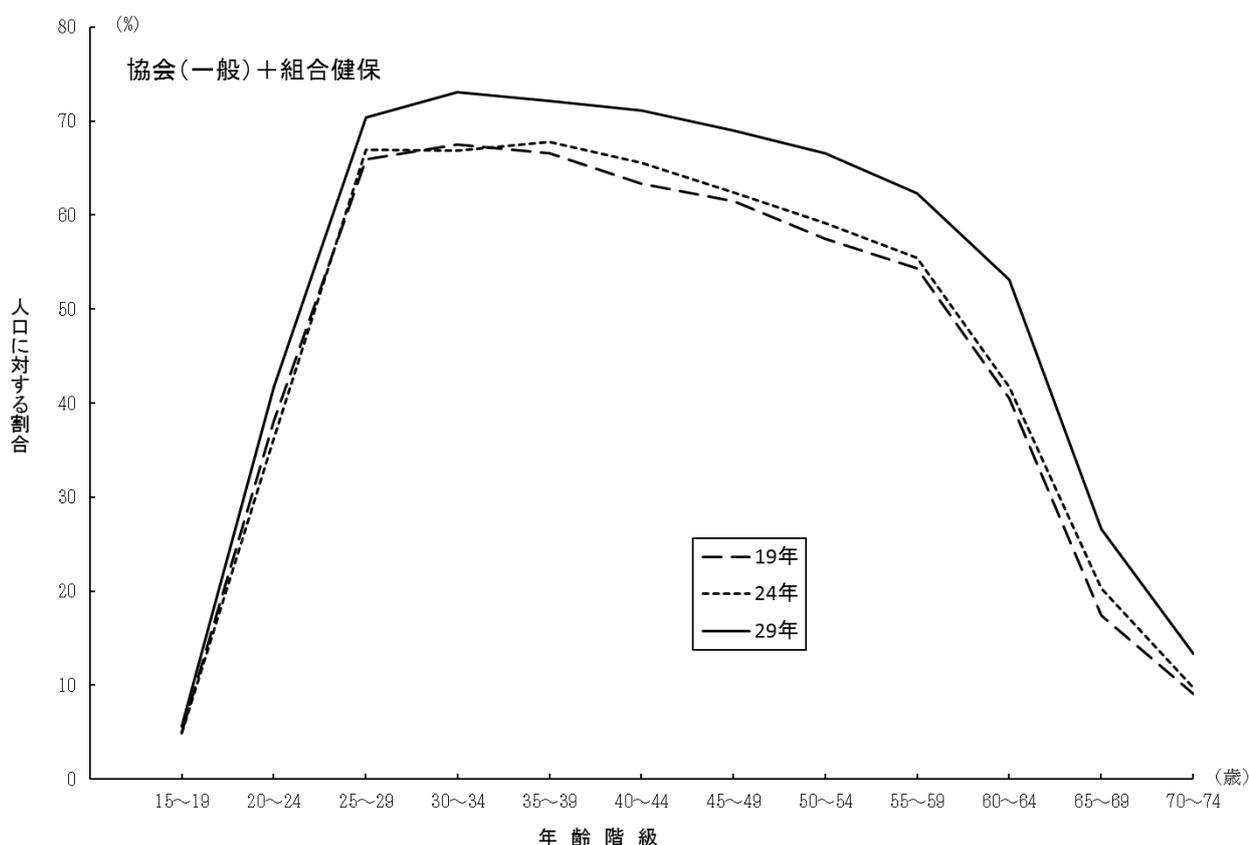
（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成19年から平成24年にかけては、30歳代後半以降の全ての年齢階級で概ね増加しており、平成24年から平成29年にかけては、全ての年齢階級で増加している。

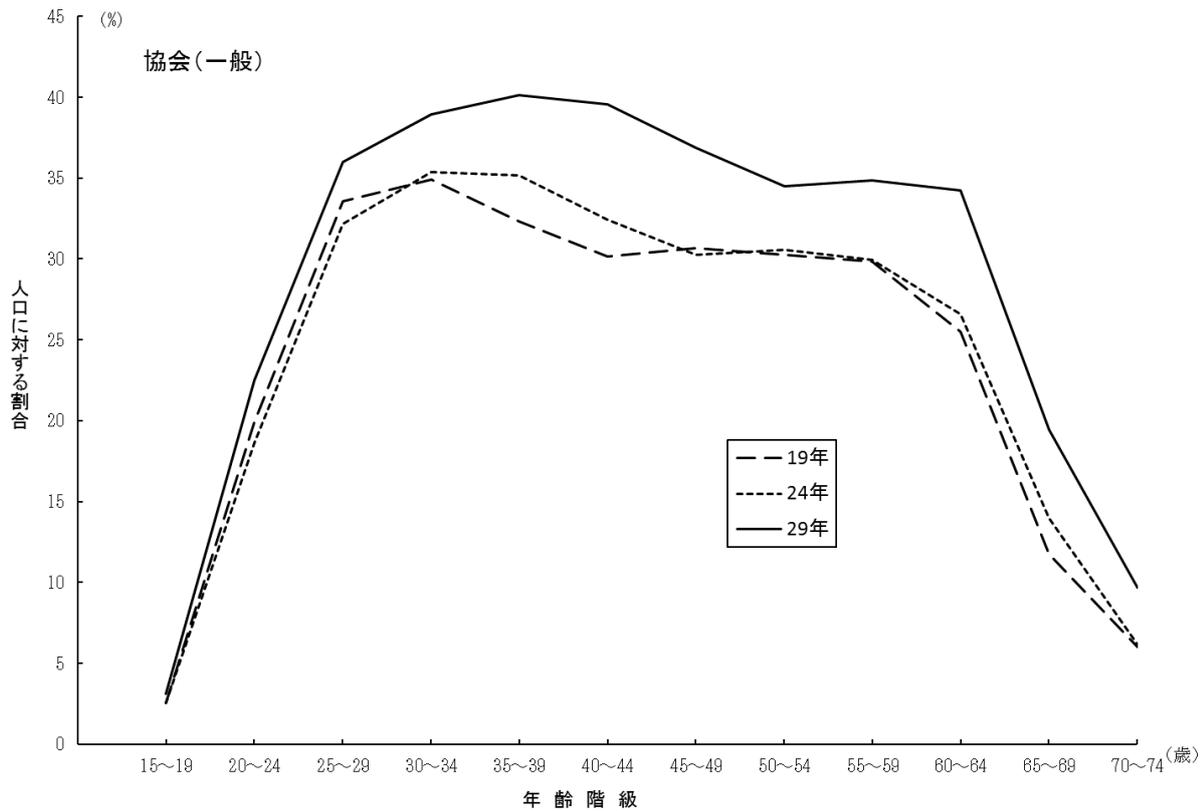
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成19年から平成24年にかけては、40歳代後半から50歳代後半を除いた30歳代後半以降の年齢階級で概ね増加しており、平成24年から平成29年にかけては、全ての年齢階級で増加している。組合健保は、平成19年から平成24年にかけては、30歳代を除いた全ての年齢階級で概ね増加しており、平成24年から平成29年にかけては、30歳代後半から40歳代後半を除いた全ての年齢階級で概ね増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

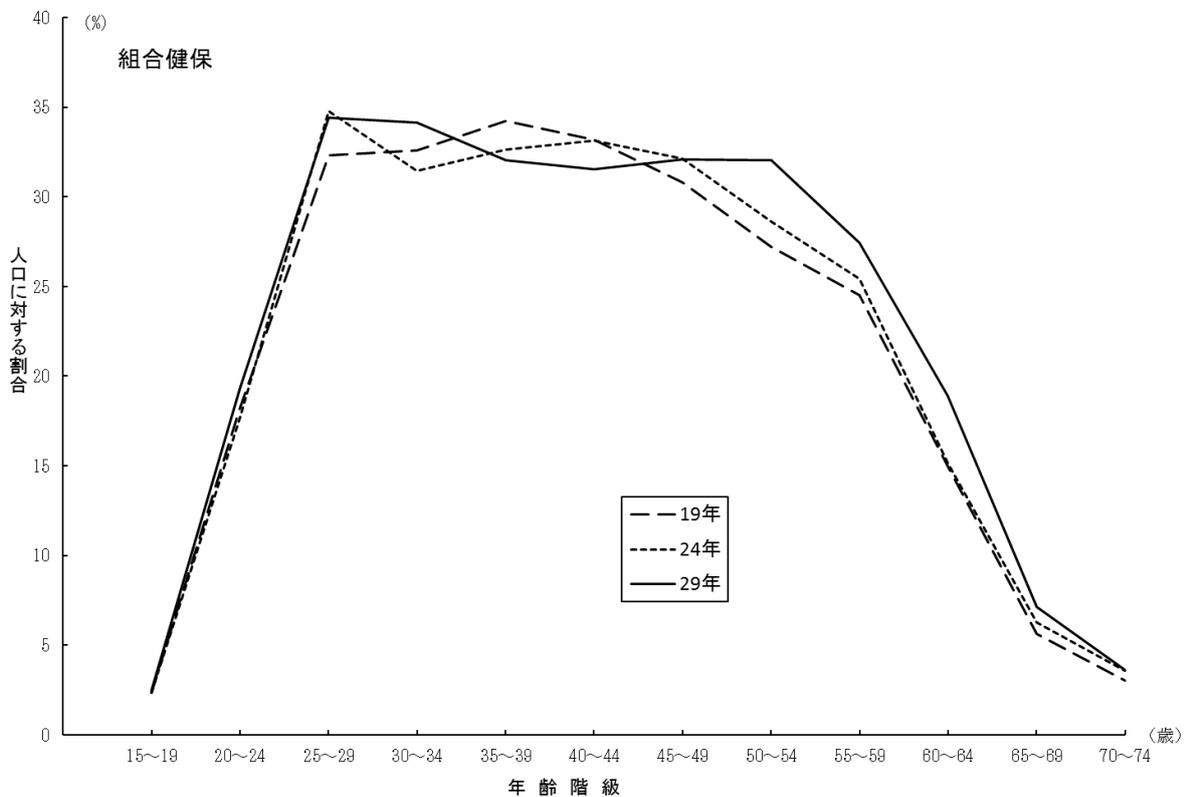


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



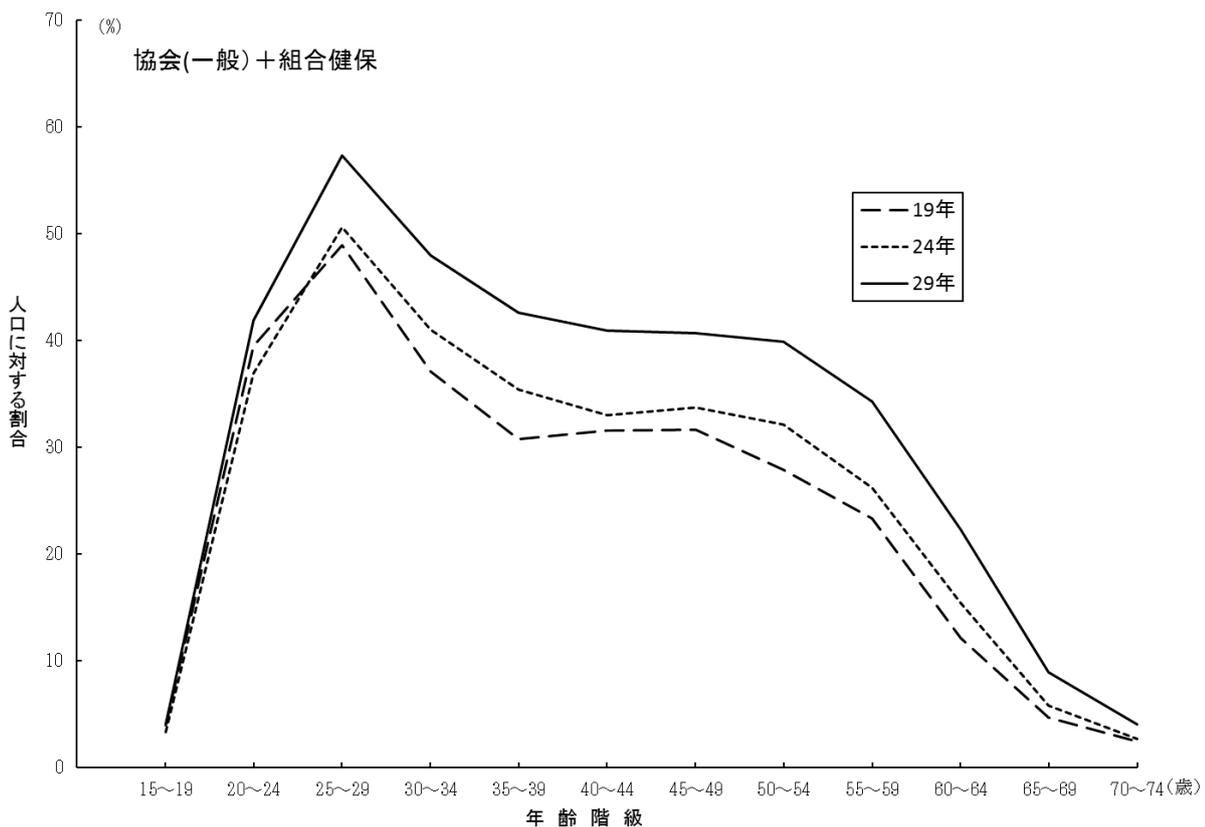
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成19年から平成24年にかけては、20歳代後半以降の全ての年齢階級で増加しており、平成24年から平成29年にかけては、20歳代前半以降の全ての年齢階級で増加している。なお、20歳代後半から50歳代後半での増加の幅が男性よりも大きくなっているが、これはそれぞれの期間の雇用環境の変化があるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

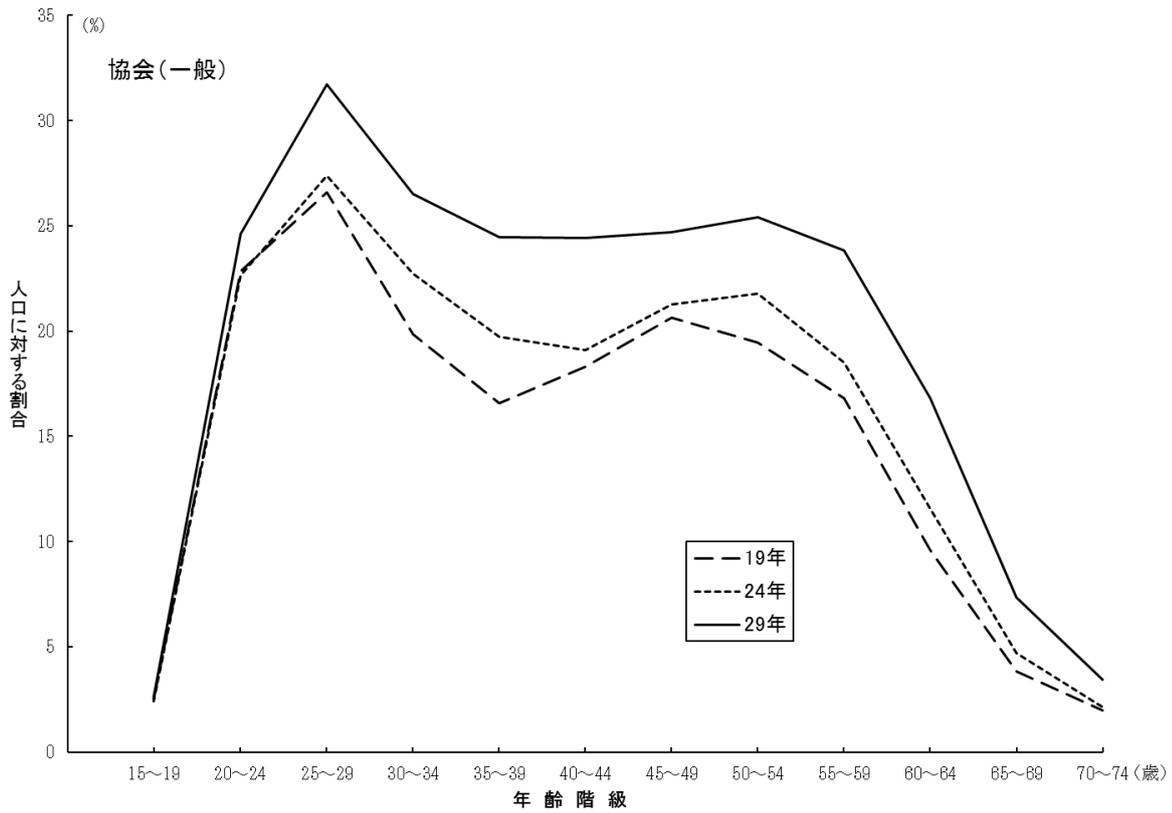
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれを平成29年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20歳代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対して、協会（一般）は40歳代後半で再び増加に転じ、50歳代前半で再びピークを迎えた後に減少している。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

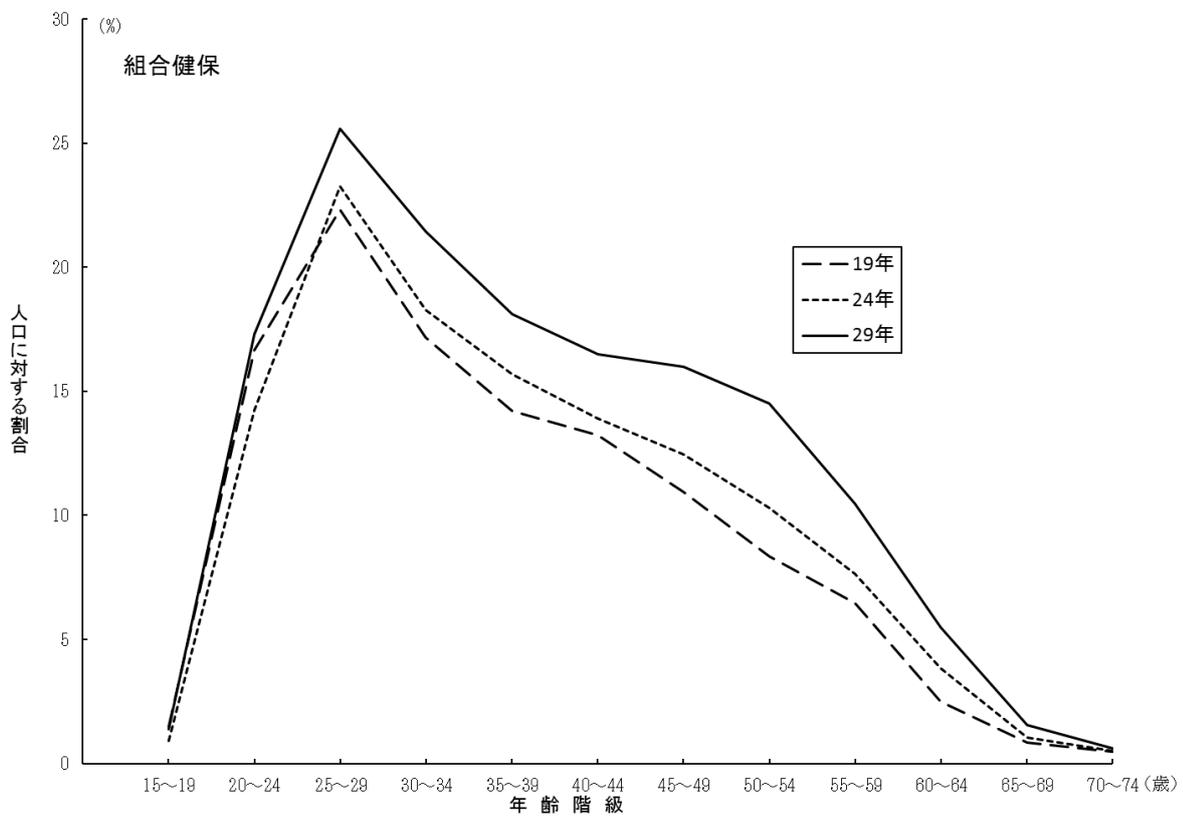


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）・組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響によって20歳代で大きく増加し、定年退職の影響によって60歳代で大きく減少しており、平成19年から平成24年にかけては20歳代のコーホートで概ね増加し、平成24年から平成29年にかけては20～59歳のコーホートで増加している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、70～74歳で最小になっている。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.5	4.1	4.8	-	-	-
20～24	38.7	36.6	41.8	32.1	37.7	5.6
25～29	57.6	58.9	64.0	20.2	27.4	7.3
30～34	52.5	54.1	60.7	-3.5	1.8	5.3
35～39	48.9	51.8	57.6	-0.7	3.5	4.1
40～44	47.5	49.5	56.2	0.6	4.4	3.8
45～49	46.6	48.1	55.0	0.6	5.5	4.9
50～54	42.6	45.6	53.3	-0.9	5.2	6.1
55～59	38.6	40.7	48.2	-2.0	2.6	4.6
60～64	25.9	28.3	37.5	-10.3	-3.2	7.2
65～69	10.7	12.7	17.5	-13.2	-10.8	2.4
70～74	5.5	5.9	8.4	-4.8	-4.3	0.5

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	2.5	2.9	-	-	-
20～24	21.3	20.6	23.5	18.1	21.0	3.0
25～29	30.2	29.8	33.9	8.5	13.3	4.8
30～34	27.5	29.1	32.8	-1.0	3.0	4.0
35～39	24.5	27.5	32.4	0.0	3.3	3.2
40～44	24.3	25.8	32.1	1.3	4.6	3.3
45～49	25.7	25.8	30.9	1.5	5.0	3.5
50～54	24.8	26.2	30.0	0.5	4.2	3.7
55～59	23.3	24.2	29.3	-0.7	3.1	3.8
60～64	17.3	18.9	25.4	-4.3	1.2	5.5
65～69	7.6	9.1	13.2	-8.2	-5.7	2.5
70～74	3.8	4.0	6.4	-3.6	-2.8	0.8

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.9	1.6	1.9	-	-	-
20～24	17.4	16.0	18.3	14.0	16.7	2.6
25～29	27.4	29.1	30.1	11.7	14.1	2.4
30～34	25.0	25.0	27.9	-2.4	-1.2	1.2
35～39	24.3	24.3	25.2	-0.7	0.2	0.9
40～44	23.3	23.6	24.1	-0.7	-0.2	0.5
45～49	20.9	22.3	24.1	-0.9	0.5	1.4
50～54	17.8	19.5	23.3	-1.4	1.0	2.4
55～59	15.4	16.5	18.9	-1.3	-0.5	0.8
60～64	8.6	9.4	12.1	-6.0	-4.4	1.6
65～69	3.1	3.6	4.3	-5.0	-5.1	-0.1
70～74	1.7	1.9	2.0	-1.2	-1.5	-0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

協会（一般）・組合健保計の、男性についての被保険者割合をコーホートでみると、男女計と同様に、学卒者の新規加入の影響によって20歳代で大きく増加し、定年退職の影響によって60歳代で大きく減少しており、平成19年から平成24年にかけては40歳代前半未満、平成24年から平成29年にかけては60歳代前半未満のコーホートで増加している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、全ての年齢階級で増加している。

なお、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてコーホートでみた増減をみると、協会（一般）は65～69歳で大きく減少するのに対して、組合健保は60歳代前半から大きく減少し始めるが、これは退職の時期が協会（一般）と組合健保で異なっているからであると考えられる。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.9	4.9	5.6	-	-	-
20～24	38.1	36.3	41.7	31.3	36.9	5.5
25～29	65.9	66.9	70.4	28.9	34.1	5.3
30～34	67.5	66.8	73.0	0.9	6.1	5.2
35～39	66.6	67.8	72.2	0.3	5.3	5.1
40～44	63.3	65.6	71.1	-1.0	3.3	4.3
45～49	61.5	62.4	69.0	-0.9	3.4	4.3
50～54	57.5	59.2	66.5	-2.3	4.2	6.5
55～59	54.3	55.4	62.3	-2.1	3.1	5.2
60～64	40.5	41.7	53.2	-12.6	-2.2	10.4
65～69	17.4	20.3	26.6	-20.2	-15.1	5.1
70～74	9.1	9.7	13.3	-7.6	-6.9	0.7

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.5	3.1	-	-	-
20～24	19.9	18.6	22.5	16.1	19.9	3.9
25～29	33.6	32.1	36.0	12.3	17.4	5.1
30～34	34.9	35.4	38.9	1.8	6.8	5.0
35～39	32.3	35.1	40.1	0.2	4.7	4.5
40～44	30.1	32.4	39.6	0.1	4.4	4.4
45～49	30.7	30.2	36.9	0.1	4.5	4.4
50～54	30.3	30.6	34.5	-0.1	4.3	4.4
55～59	29.8	29.9	34.8	-0.3	4.3	4.6
60～64	25.5	26.6	34.2	-3.3	4.3	7.5
65～69	11.8	14.0	19.4	-11.5	-7.1	4.4
70～74	6.0	6.2	9.7	-5.6	-4.3	1.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.4	2.4	2.5	-	-	-
20～24	18.2	17.6	19.3	15.3	16.9	1.7
25～29	32.3	34.8	34.4	16.6	16.8	0.2
30～34	32.6	31.5	34.1	-0.9	-0.6	0.2
35～39	34.2	32.6	32.0	0.0	0.6	0.5
40～44	33.2	33.1	31.6	-1.1	-1.1	0.0
45～49	30.8	32.1	32.1	-1.0	-1.1	0.0
50～54	27.2	28.6	32.0	-2.2	-0.1	2.1
55～59	24.5	25.4	27.4	-1.8	-1.2	0.6
60～64	15.0	15.2	18.9	-9.3	-6.5	2.8
65～69	5.6	6.3	7.1	-8.7	-8.0	0.7
70～74	3.1	3.6	3.6	-2.0	-2.6	-0.6

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

協会（一般）・組合健保計の、女性についての被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代前半で大きく増加した後、一度減少するが、その後、増加した後、定年退職の影響で大きく減少している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、65～69歳で減少している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.0	3.3	4.0	-	-	-
20～24	39.5	36.9	41.9	32.9	38.6	5.7
25～29	48.9	50.6	57.3	11.1	20.4	9.3
30～34	37.0	41.0	47.9	-7.9	-2.7	5.2
35～39	30.8	35.4	42.6	-1.6	1.6	3.2
40～44	31.6	33.0	40.9	2.2	5.5	3.3
45～49	31.6	33.7	40.7	2.2	7.7	5.5
50～54	27.8	32.1	39.9	0.5	6.2	5.7
55～59	23.3	26.1	34.3	-1.7	2.2	3.9
60～64	12.1	15.4	22.3	-7.9	-3.9	4.0
65～69	4.7	5.7	8.9	-6.3	-6.5	-0.1
70～74	2.4	2.6	4.0	-2.0	-1.7	0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	2.4	2.6	-	-	-
20～24	22.8	22.7	24.6	20.2	22.2	2.0
25～29	26.6	27.4	31.7	4.5	9.1	4.5
30～34	19.9	22.7	26.5	-3.9	-0.9	3.0
35～39	16.6	19.7	24.5	-0.1	1.7	1.9
40～44	18.3	19.1	24.4	2.5	4.7	2.2
45～49	20.6	21.3	24.7	3.0	5.6	2.6
50～54	19.5	21.8	25.4	1.1	4.1	3.0
55～59	16.8	18.5	23.8	-1.0	2.0	3.0
60～64	9.6	11.6	16.8	-5.3	-1.7	3.6
65～69	3.8	4.7	7.3	-4.9	-4.2	0.7
70～74	2.0	2.1	3.4	-1.7	-1.3	0.4

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成19年	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.5	0.9	1.4	-	-	-
20～24	16.6	14.2	17.3	12.8	16.4	3.6
25～29	22.3	23.3	25.6	6.6	11.3	4.7
30～34	17.2	18.3	21.5	-4.0	-1.8	2.2
35～39	14.2	15.7	18.1	-1.5	-0.2	1.3
40～44	13.2	13.9	16.5	-0.3	0.8	1.1
45～49	11.0	12.4	16.0	-0.8	2.1	2.9
50～54	8.4	10.3	14.5	-0.7	2.0	2.7
55～59	6.5	7.6	10.5	-0.7	0.2	0.9
60～64	2.5	3.8	5.5	-2.6	-2.2	0.5
65～69	0.8	1.1	1.6	-1.5	-2.3	-0.8
70～74	0.5	0.5	0.6	-0.3	-0.4	-0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男性被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

まず、同じ年齢階級で見ると、子の扶養率は出生率の減少や未婚率の増加の影響で55歳未満の年齢階級では一部を除き年々減少している。また、平成29年における扶養率のピークは、協会（一般）は40～44歳、組合健保は40～44歳となっているが、ピーク時の扶養率は、年々減少している。

次に、その特徴をコーホートで①20歳～30歳代、②40歳代以降の年齢階級別にみると次のようになる。

① 20歳～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。

平成24年から平成29年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）では、30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっており、組合健保でも、30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっている。

② 40歳代以降

40歳代以降は、子の成長により概ね扶養率は減少している。

平成24年から平成29年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）、組合健保ともに45歳以降は全ての年齢階級で減少している。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は50～54歳を除く全ての年齢階級で減少しており、組合健保は20歳代では減少しているが、その後50歳代後半まで一度増加し、60歳代から再び減少、70歳代前半で再び増加する。

表22 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成19年 75歳以上を除く	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差②-①
総数	0.656	0.650	0.590	-	-	-
15～19歳	0.015	0.011	0.013	-	-	-
20～24	0.100	0.084	0.073	0.069	0.062	-0.007
25～29	0.313	0.304	0.241	0.204	0.157	-0.047
30～34	0.670	0.669	0.626	0.356	0.321	-0.035
35～39	0.953	0.956	0.935	0.285	0.266	-0.019
40～44	1.209	1.078	1.021	0.125	0.066	-0.060
45～49	1.252	1.087	0.930	-0.122	-0.148	-0.026
50～54	0.911	0.861	0.710	-0.391	-0.377	0.014
55～59	0.415	0.476	0.417	-0.435	-0.444	-0.009
60～64	0.153	0.210	0.202	-0.205	-0.274	-0.068
65～69	0.087	0.119	0.117	-0.034	-0.093	-0.059
70～74	0.064	0.079	0.081	-0.008	-0.038	-0.030

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成19年 75歳以上を除く	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差②-①
総数	0.728	0.712	0.689	-	-	-
15～19歳	0.007	0.014	0.009	-	-	-
20～24	0.039	0.064	0.036	0.057	0.023	-0.034
25～29	0.222	0.208	0.178	0.169	0.114	-0.054
30～34	0.590	0.601	0.594	0.380	0.386	0.007
35～39	0.975	0.949	0.983	0.359	0.381	0.022
40～44	1.261	1.122	1.124	0.146	0.175	0.029
45～49	1.370	1.216	1.109	-0.045	-0.013	0.032
50～54	1.050	0.993	0.905	-0.377	-0.311	0.066
55～59	0.456	0.531	0.506	-0.520	-0.486	0.033
60～64	0.184	0.186	0.204	-0.271	-0.327	-0.056
65～69	0.112	0.103	0.100	-0.081	-0.085	-0.005
70～74	0.057	0.049	0.068	-0.064	-0.035	0.029

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

同じ年齢階級で見ると、配偶者の扶養率は被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートで見ると次のようになる。

平成24年から平成29年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）及び組合健保は30歳代後半まで増加するが、その後一度減少する。その後、60歳代前半で再び増加し、70歳代前半で減少に転じている。

この変化の要因は、それぞれ40歳代以降の減少は配偶者が働き始めるため、60歳代前半からの増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は全ての年齢階級において減少している。組合健保は55～59歳、70～74歳を除き全ての年齢階級で減少している。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成19年 75歳以上を除く	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差②－①
総数	0.418	0.404	0.350	-	-	-
15～19歳	0.019	0.015	0.015	-	-	-
20～24歳	0.084	0.068	0.052	0.048	0.037	-0.011
25～29歳	0.212	0.184	0.130	0.100	0.062	-0.037
30～34歳	0.365	0.324	0.262	0.111	0.078	-0.033
35～39歳	0.424	0.404	0.343	0.039	0.019	-0.020
40～44歳	0.457	0.428	0.365	0.004	-0.039	-0.043
45～49歳	0.458	0.427	0.361	-0.030	-0.067	-0.037
50～54歳	0.481	0.434	0.365	-0.024	-0.062	-0.038
55～59歳	0.544	0.479	0.404	-0.003	-0.030	-0.027
60～64歳	0.558	0.590	0.505	0.046	0.026	-0.020
65～69歳	0.607	0.637	0.583	0.079	-0.006	-0.086
70～74歳	0.587	0.581	0.558	-0.026	-0.080	-0.054

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成19年 75歳以上を除く	24年	29年	19年→24年①	24年→29年②	差②－①
総数	0.488	0.462	0.413	-	-	-
15～19歳	0.000	0.014	0.009	-	-	-
20～24歳	0.036	0.049	0.029	0.049	0.016	-0.033
25～29歳	0.165	0.152	0.109	0.115	0.061	-0.054
30～34歳	0.373	0.335	0.273	0.170	0.122	-0.048
35～39歳	0.516	0.468	0.403	0.095	0.069	-0.026
40～44歳	0.581	0.523	0.455	0.007	-0.013	-0.019
45～49歳	0.606	0.564	0.493	-0.016	-0.030	-0.013
50～54歳	0.626	0.569	0.513	-0.037	-0.052	-0.015
55～59歳	0.671	0.617	0.560	-0.009	-0.009	0.000
60～64歳	0.733	0.714	0.637	0.043	0.020	-0.023
65～69歳	0.745	0.777	0.731	0.045	0.017	-0.027
70～74歳	0.814	0.672	0.749	-0.073	-0.028	0.044

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約6割、50人未満の事業所が全体の約96%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が9割弱、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、不動産業・物品賃貸業は事業所規模5人未満、金融業・保険業、医療・福祉及び公務については、100～299人、複合サービス業については、1,000人以上の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、平成29年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	63.2%	17.2%	16.1%	2.0%	1.2%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	60.9%	22.4%	15.2%	1.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	44.3%	21.2%	31.3%	2.3%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
建設業	100.0%	63.5%	21.0%	14.6%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	48.8%	19.3%	25.4%	3.8%	2.2%	0.3%	0.1%	0.0%
食料品	100.0%	46.3%	18.5%	26.0%	4.9%	3.4%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	56.5%	17.7%	21.6%	2.9%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	58.8%	19.6%	19.0%	1.7%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	44.2%	19.0%	29.0%	4.5%	2.7%	0.4%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	46.3%	22.0%	26.7%	3.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	44.3%	19.7%	28.1%	4.6%	2.7%	0.3%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	54.5%	18.2%	22.4%	3.0%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	65.1%	17.1%	15.1%	1.6%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%
情報通信業	100.0%	70.4%	14.0%	13.5%	1.4%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	35.6%	19.4%	35.3%	5.7%	3.3%	0.4%	0.2%	0.2%
卸売業・小売業	100.0%	67.0%	16.9%	13.6%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	75.8%	14.8%	7.5%	0.8%	0.9%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	88.4%	6.6%	4.2%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	75.8%	13.9%	9.1%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	67.8%	16.2%	13.3%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	64.5%	16.4%	15.9%	2.0%	1.0%	0.1%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	60.0%	15.4%	21.2%	1.8%	1.1%	0.2%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	47.2%	19.6%	24.0%	4.8%	3.5%	0.6%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	73.5%	11.5%	9.7%	1.8%	1.9%	0.7%	0.6%	0.4%
サービス業	100.0%	62.2%	17.8%	15.8%	2.2%	1.5%	0.3%	0.1%	0.1%
公務	100.0%	46.1%	15.7%	21.5%	5.7%	6.9%	2.0%	1.5%	0.7%

(2) 被保険者数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	9.7%	10.2%	28.9%	12.4%	17.2%	6.4%	6.2%	9.0%
農林水産業	100.0%	16.9%	20.5%	37.4%	9.6%	6.9%	2.0%	1.6%	5.2%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	6.7%	12.4%	52.4%	13.1%	11.0%	1.7%	2.7%	0.0%
建設業	100.0%	18.1%	22.5%	42.6%	7.9%	5.3%	1.4%	1.3%	0.8%
製造業	100.0%	5.7%	7.9%	32.2%	16.0%	20.9%	6.5%	5.8%	5.2%
食品	100.0%	3.8%	5.3%	23.9%	14.8%	23.5%	9.3%	9.7%	9.7%
繊維工業・繊維製品	100.0%	8.7%	10.7%	38.0%	17.9%	17.9%	2.8%	4.0%	0.0%
木材・木製品	100.0%	11.6%	13.9%	40.5%	12.7%	14.8%	4.2%	0.0%	2.1%
化学工業	100.0%	4.5%	6.9%	32.9%	16.5%	22.6%	7.7%	6.2%	2.8%
金属工業	100.0%	6.9%	10.6%	39.6%	16.2%	18.1%	4.8%	3.0%	0.8%
機械器具	100.0%	4.5%	6.8%	30.6%	16.5%	22.1%	6.6%	5.9%	6.9%
その他	100.0%	7.8%	9.4%	35.8%	16.0%	18.6%	4.9%	4.3%	3.2%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	11.0%	11.5%	30.3%	11.5%	15.0%	3.5%	3.1%	14.0%
情報通信業	100.0%	14.8%	12.4%	36.0%	12.8%	14.5%	4.0%	2.8%	2.7%
運輸業・郵便業	100.0%	2.5%	5.1%	29.6%	15.2%	20.3%	6.4%	6.5%	14.4%
卸売業・小売業	100.0%	12.8%	11.9%	28.6%	10.8%	14.0%	5.1%	5.3%	11.5%
金融業・保険業	100.0%	18.4%	12.8%	19.4%	7.6%	20.1%	6.6%	8.5%	6.5%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	33.5%	11.6%	22.1%	8.7%	10.1%	3.3%	4.1%	6.6%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	22.8%	16.7%	31.4%	9.9%	9.7%	3.3%	3.6%	2.6%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	11.4%	10.4%	25.8%	10.4%	13.0%	5.2%	5.4%	18.3%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	10.8%	10.5%	31.5%	13.2%	15.2%	5.4%	5.6%	7.7%
教育・学習支援業	100.0%	7.8%	7.7%	33.9%	9.3%	13.1%	5.3%	11.0%	11.8%
医療・福祉	100.0%	3.5%	6.0%	23.9%	15.6%	26.4%	10.0%	8.3%	6.3%
複合サービス業	100.0%	4.9%	3.1%	8.3%	5.1%	14.4%	11.9%	16.4%	35.8%
サービス業	100.0%	8.0%	8.4%	23.0%	11.0%	17.5%	7.7%	7.6%	16.8%
公務	100.0%	1.5%	2.1%	9.1%	8.1%	23.6%	15.1%	19.6%	21.1%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(平成29年9月) (厚生労働省年金局)

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（59,370人）及び異動者（38,304人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の17.0%に対し24.0%、20～39歳では総人口の21.7%に対し25.4%、40～64歳では総人口の33.5%に対し40.0%と、65歳未満では総人口より船員保険の方が高くなっているが、65～74歳では、総人口の13.9%に対して10.2%と、船員保険の方が低くなっている。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、35歳未満及び50～64歳では船員保険が総人口を上回っているが、それ以外の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別（船舶種別）に比較してみると、どの適用区分においても概ね同じような構成割合となっているが、汽船等、漁船（い）については55～59歳、漁船（ろ）については60～64歳で割合が高くなっている。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（平成29年10月1日現在）

(単位：%)

年 齢 階 級	総人口	船員保険	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (68.6)	100.0 (2.2)	100.0 (25.9)
0～4歳	3.9	5.7	5.7	5.3	6.2
5～9	4.1	5.8	5.8	4.9	6.4
10～14	4.3	5.6	5.9	4.2	5.6
15～19	4.7	6.9	7.2	5.7	7.1
20～24	4.9	7.5	7.3	7.9	8.6
25～29	5.0	5.8	6.1	6.5	5.5
30～34	5.6	6.0	5.9	8.4	6.3
35～39	6.2	6.1	6.2	7.6	6.4
40～44	7.5	6.7	7.2	7.8	5.8
45～49	7.5	7.1	7.6	7.6	6.4
50～54	6.4	7.6	7.9	7.7	7.1
55～59	6.0	9.2	9.2	9.6	9.0
60～64	6.2	9.4	8.5	9.5	9.4
65～69	7.8	7.5	6.7	5.4	7.3
70～74	6.1	2.7	2.5	1.7	2.6
75歳以上	13.8	0.4	0.5	0.2	0.4
(再 掲)					
0～19	17.0	24.0	24.5	20.0	25.2
うち未就学児	5.6	7.5	7.4	6.6	8.4
20～39	21.7	25.4	25.5	30.5	26.8
40～64	33.5	40.0	40.4	42.2	37.7
65～74	13.9	10.2	9.1	7.1	9.9
平均年齢（歳）	—	38.7	38.2	38.7	37.8

(注1) 「総人口」は、総務省統計局「平成28年10月1日現在推計人口」を用いている。

(注2) カッコ内は総数に対する割合である。

図 1 - 1 船員保険加入者の年齢構成（平成29年10月1日現在）

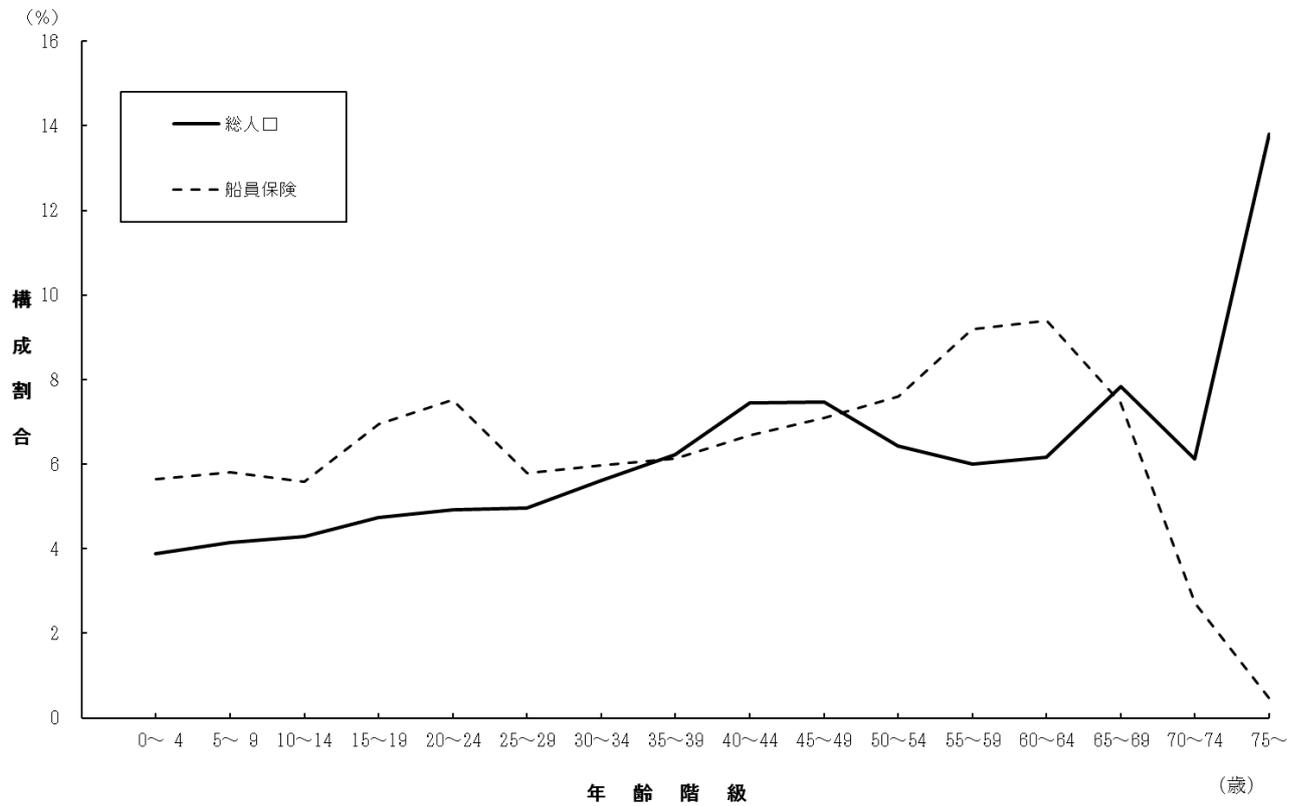
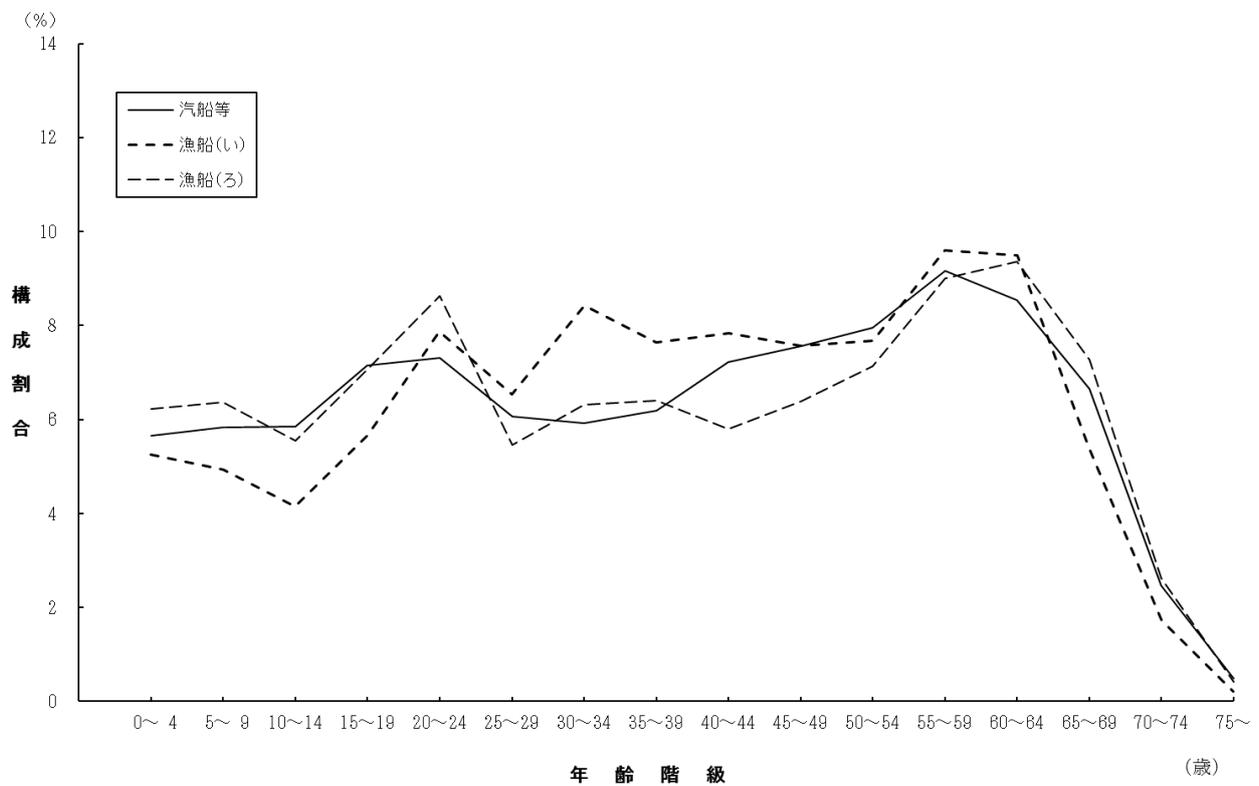


図 1 - 2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（平成29年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成25～29年までの調査結果を示したものが表2である。

まず、20歳未満の構成割合は増加傾向であり、平成29年には1.6%となっている。20～39歳の構成割合も増加傾向であり、平成29年には33.1%となっている。40～64歳の構成割合は減少傾向であり、平成29年には52.2%となっている。65～74歳の年齢構成は増加傾向であり、平成29年には12.2%となっている。

次に、平成29年の年齢構成を男女別にみると、男性は60～64歳の割合が最も高く12.6%、続いて55～59歳の12.1%、50～54歳の10.0%となっており、45～64歳で半数弱を占めている。女性は20～24歳の割合が最も高く26.1%、続いて25～29歳の19.8%となっており、20歳代で半数弱を占めている。

また、船舶種別にみると、汽船等は、55～59歳の割合が最も高く12.2%、漁船（い）は30～34歳の割合が最も高く11.1%となっており、漁船（ろ）は60～64歳の割合が最も高く、12.5%となっている。

最後に、被保険者の平均年齢は低下傾向であり、平成29年には47.1歳となっている。男女別の平均年齢は、男性が47.3歳、女性が35.0歳であり、船舶種別の平均年齢は、汽船等が46.9歳、漁船（い）が44.0歳、漁船（ろ）が46.0歳である。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成 25年	26年	27年	28年	29年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.4)	100.0 (1.6)	100.0 (67.1)	100.0 (2.7)	100.0 (26.5)
15～19歳	1.2	1.3	1.5	1.6	1.6	1.5	4.9	1.1	2.0	2.9
20～24	7.4	7.7	8.0	8.2	8.8	8.6	26.1	8.0	10.2	12.0
25～29	7.3	7.6	7.8	8.0	8.3	8.1	19.8	9.2	9.3	6.8
30～34	7.3	7.4	7.6	7.9	7.9	7.8	11.6	8.0	11.1	8.1
35～39	8.1	8.1	8.0	8.0	8.1	8.1	7.7	8.1	10.0	8.6
40～44	8.6	8.6	8.7	8.8	8.8	8.9	6.3	9.7	10.3	7.5
45～49	9.6	9.4	9.2	9.4	9.2	9.2	7.9	9.9	9.3	8.3
50～54	11.5	11.0	10.6	9.9	9.9	10.0	4.3	10.5	9.3	9.2
55～59	15.7	14.7	13.6	12.7	11.9	12.1	3.5	12.2	10.6	12.0
60～64	14.6	14.1	13.6	13.1	12.4	12.6	2.2	11.3	10.7	12.5
65～69	6.2	7.2	8.4	9.3	9.3	9.4	2.6	8.4	5.7	8.7
70～74	2.0	2.3	2.3	2.4	2.9	2.9	1.7	2.6	1.1	2.7
75歳以上	0.5	0.5	0.6	0.7	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	0.8
(再掲)										
20～39歳	30.1	30.7	31.4	32.1	33.1	32.5	65.2	33.3	40.6	35.4
40～64	60.1	57.9	55.8	53.9	52.2	52.7	24.2	53.6	50.3	49.5
65～74	8.2	9.5	10.7	11.7	12.2	12.4	4.3	11.0	6.8	11.4
平均年齢（歳）	47.7	47.6	47.5	47.4	47.1	47.3	35.0	46.9	44.0	46.0

（注1）平成28年以前の数値は、男女総数のものである。□

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。□

3. 被扶養者の年齢構成

まず、被扶養者の年齢構成について、平成25～29年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は増加傾向であり、平成29年には45.0%となっている。20～39歳の割合は減少傾向であり、平成29年には18.2%となっている。40～64歳の割合は減少傾向であり、平成29年には28.5%となっている。65～74歳の割合は増加傾向であり、平成29年には8.3%となっている。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、どの適用区分においても概ね適用区分総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成 25年	26年	27年	28年	29年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (70.0)	100.0 (1.7)	100.0 (25.3)
0～4歳	9.7	10.1	10.4	10.7	11.0	10.7	13.1	12.3
5～9	9.3	9.5	10.1	10.7	11.2	11.1	12.2	12.6
10～14	11.2	11.1	10.8	10.7	10.8	11.1	10.3	11.0
15～19	13.0	12.6	12.4	12.0	12.0	12.6	11.2	11.2
20～24	7.1	6.9	6.8	6.6	6.3	6.7	4.4	5.3
25～29	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.3	2.4	4.2
30～34	3.9	4.1	4.2	4.1	4.2	4.0	4.5	4.6
35～39	4.4	4.2	4.2	4.3	4.3	4.5	4.2	4.2
40～44	4.7	4.7	4.8	4.7	4.7	5.0	4.1	4.2
45～49	5.1	5.1	5.0	5.1	5.1	5.5	5.0	4.4
50～54	6.4	6.1	6.0	5.6	5.5	5.7	5.2	5.1
55～59	7.6	7.4	7.1	6.8	6.6	6.4	8.0	6.1
60～64	7.3	7.1	7.0	6.9	6.6	6.0	7.7	6.3
65～69	3.9	4.5	5.0	5.6	5.7	5.1	5.0	5.9
70～74	2.5	2.6	2.5	2.3	2.5	2.4	2.7	2.6
75歳以上	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	-	0.0
(再掲)								
0～19歳	43.1	43.4	43.7	44.2	45.0	45.5	46.8	47.1
うち未就学児	12.4	13.1	13.6	14.0	14.5	14.1	16.5	16.6
20～39	19.3	19.1	18.8	18.6	18.2	18.5	15.4	18.3
40～64	31.1	30.5	30.0	29.3	28.5	28.5	30.1	26.1
65～74	6.4	7.0	7.5	7.9	8.3	7.4	7.7	8.4

（注）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、平成29年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は53.0%となっている。また、子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は8.4%である。配偶者の割合は41.8%であり、55～59歳の割合が最も高くなっている。直系尊属は3.7%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.4%であり、各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成29年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	53.0	41.8	3.7	1.4
0～4歳	11.0	10.9	・	－	0.1
5～9	11.2	11.2	・	－	0.1
10～14	10.8	10.7	・	－	0.1
15～19	12.0	11.8	0.0	－	0.2
20～24	6.3	5.5	0.7	－	0.1
25～29	3.5	1.4	2.0	－	0.1
30～34	4.2	0.8	3.2	－	0.1
35～39	4.3	0.5	3.8	0.0	0.0
40～44	4.7	0.2	4.4	0.0	0.1
45～49	5.1	0.0	4.9	0.1	0.1
50～54	5.5	0.0	5.3	0.1	0.1
55～59	6.6	－	6.2	0.3	0.1
60～64	6.6	－	5.9	0.6	0.1
65～69	5.7	－	4.4	1.2	0.1
70～74	2.5	－	1.0	1.4	0.1
75歳以上	0.0	－	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	14.5	14.4	－	－	0.1

4. 年齢階級別扶養率

まず、被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成25～29年の調査結果を示したものが表5であり、平成29年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたのが図2である。

年齢階級総数における扶養率は減少傾向にあり、平成29年は1.065となっている。また、近年の扶養率の動きを年齢階級別に見ると、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

平成29年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は、年齢の上昇とともに概ね増加して40～44歳の1.822でピークとなる。それ以降は減少に転じ、平均扶養率は1.081となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は0.078となっている。

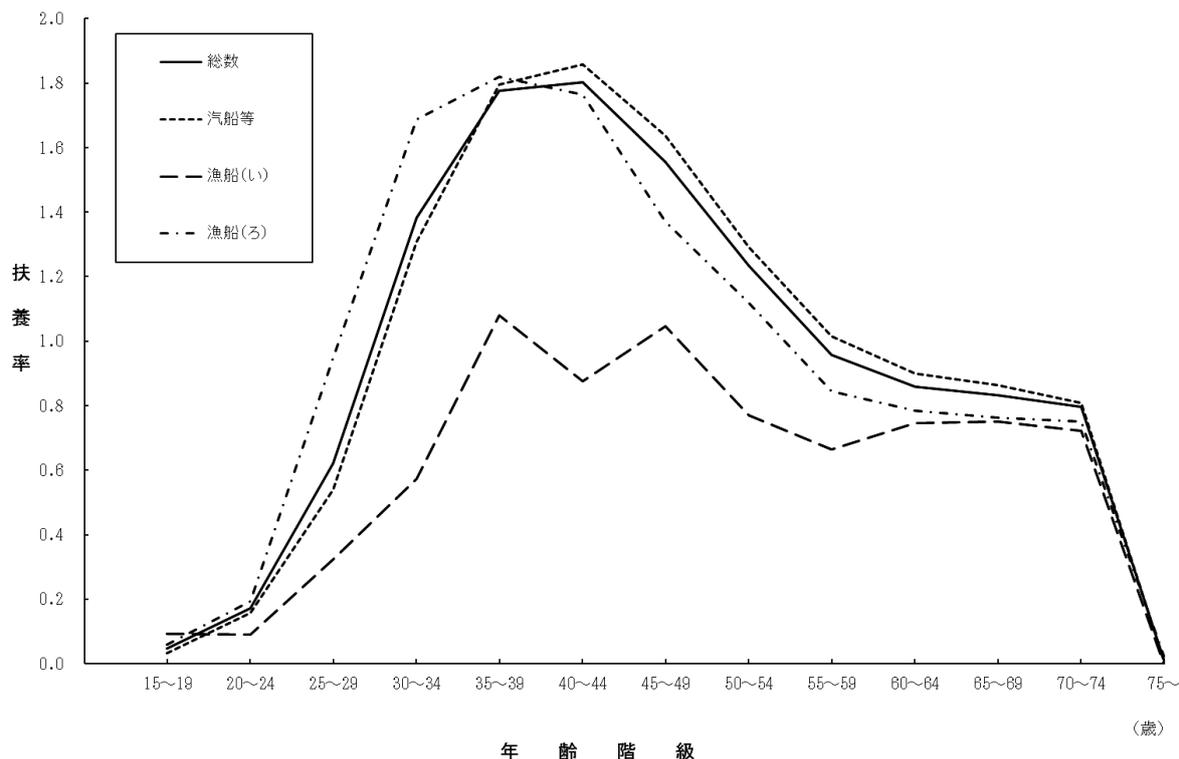
また、船舶種別にみると、平均扶養率は汽船等が1.110、漁船（い）が0.673、漁船（ろ）が1.017となっている。年齢階級別扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等は40～44歳、漁船（い）及び漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後減少に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成25年	26年	27年	28年	29年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.182	1.153	1.124	1.097	1.065	1.081	0.078	1.110	0.673	1.017
15～19歳	0.052	0.036	0.046	0.040	0.048	0.050	-	0.033	0.094	0.059
20～24	0.198	0.178	0.168	0.167	0.171	0.179	0.020	0.159	0.090	0.194
25～29	0.749	0.717	0.712	0.677	0.622	0.645	0.063	0.539	0.322	0.948
30～34	1.425	1.474	1.411	1.395	1.382	1.414	0.097	1.308	0.572	1.688
35～39	1.780	1.774	1.803	1.784	1.776	1.801	0.187	1.795	1.080	1.819
40～44	1.859	1.816	1.819	1.813	1.803	1.822	0.230	1.857	0.875	1.765
45～49	1.737	1.705	1.651	1.600	1.555	1.575	0.182	1.637	1.046	1.370
50～54	1.406	1.362	1.321	1.264	1.232	1.241	0.095	1.292	0.770	1.119
55～59	1.070	1.043	1.021	1.002	0.957	0.962	0.029	1.015	0.665	0.845
60～64	0.923	0.910	0.896	0.882	0.858	0.860	0.048	0.901	0.747	0.785
65～69	0.903	0.882	0.858	0.841	0.832	0.836	-	0.864	0.750	0.762
70～74	0.815	0.822	0.801	0.805	0.797	0.805	-	0.807	0.722	0.751
75歳以上	0.004	0.003	0.003	0.011	0.011	0.012	-	0.008	-	0.023

(注) 平成28年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成29年10月1日現在）



次に、平成29年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。
 年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.564、配偶者は0.446、直系尊属は0.040、その他は0.015となっている。
 被保険者の年齢階級別にみると、子及び直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークはともに40~44歳で、それぞれ1.203、0.113である。配偶者の扶養率は、35~54歳で横ばいとなっているものの概ね年齢の上昇とともに増加する傾向にあり、ピークは70~74歳の0.701である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成29年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	1.065	0.564	0.446	0.040	0.015
15~19歳	0.048	0.010	0.018	0.012	0.008
20~24	0.171	0.078	0.062	0.022	0.009
25~29	0.622	0.360	0.205	0.045	0.012
30~34	1.382	0.916	0.393	0.062	0.011
35~39	1.776	1.188	0.468	0.102	0.016
40~44	1.803	1.203	0.471	0.113	0.015
45~49	1.555	0.988	0.468	0.084	0.016
50~54	1.232	0.722	0.463	0.029	0.018
55~59	0.957	0.414	0.523	0.002	0.019
60~64	0.858	0.223	0.618	0.000	0.017
65~69	0.832	0.125	0.691	-	0.016
70~74	0.797	0.083	0.701	-	0.013
75歳以上	0.011	0.002	0.009	-	-

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。

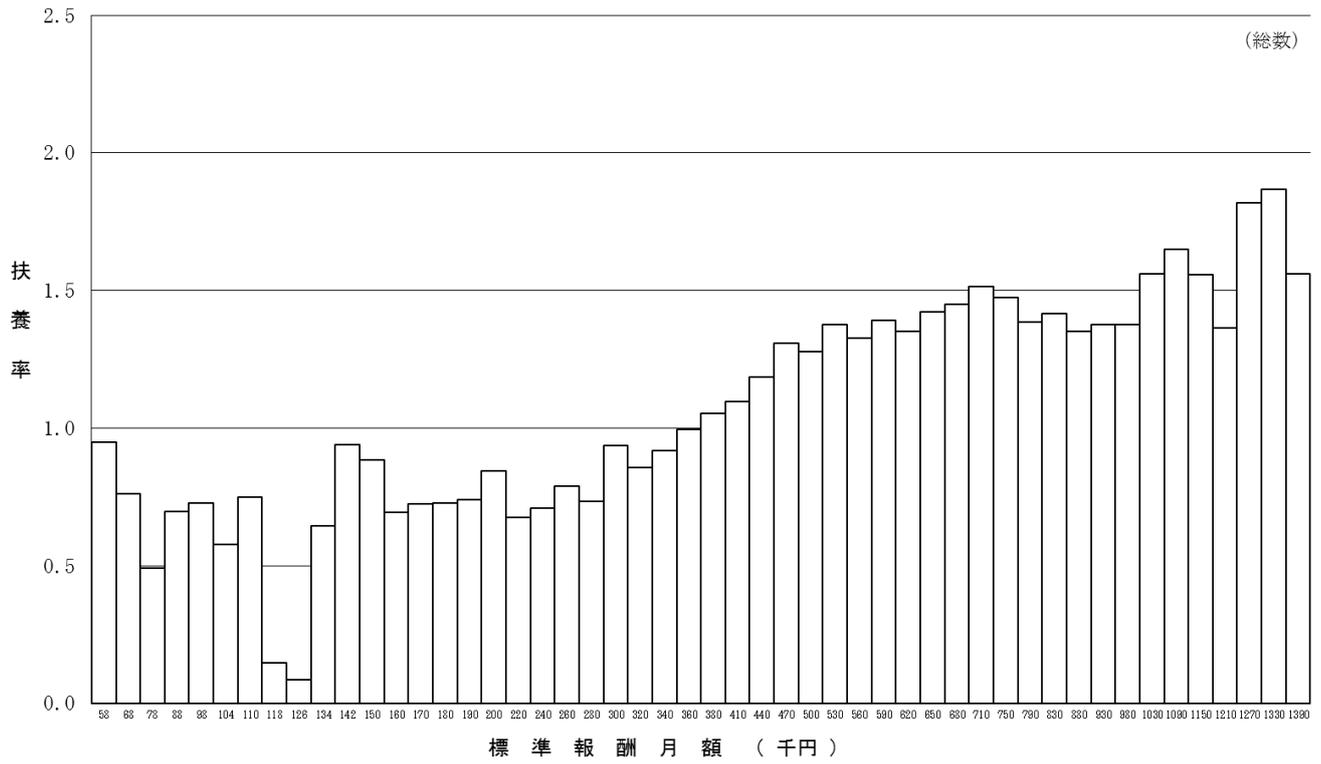
男性についてみると、概ね標準報酬月額28万円程度から71万円程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。また、標準報酬月額133万円の1.868で扶養率が最も高くなっている。

船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、汽船等は標準報酬月額127万円の2.321、漁船（い）は標準報酬月額93万円の4.000、漁船（ろ）は標準報酬月額109万円の1.578で扶養率が最も高くなっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成29年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.065	1.081	0.078	1.110	0.673	1.017
58,000円	0.949	0.958	0.000	0.593	0.571	1.233
68,000	0.762	0.787	0.000	0.550	-	0.865
78,000	0.492	0.527	0.000	0.433	-	0.632
88,000	0.698	0.720	0.000	0.736	-	0.647
98,000	0.727	0.755	0.125	0.725	0.000	0.727
104,000	0.577	0.581	0.000	0.613	0.500	0.547
110,000	0.750	0.759	0.000	0.788	0.000	0.684
118,000	0.148	0.145	0.600	0.686	-	0.097
126,000	0.084	0.085	0.000	0.571	0.333	0.050
134,000	0.646	0.649	0.000	0.735	1.000	0.604
142,000	0.938	0.958	0.000	1.024	-	0.926
150,000	0.885	0.908	0.000	0.688	0.500	1.067
160,000	0.694	0.729	0.000	0.653	0.200	0.724
170,000	0.724	0.748	0.176	0.553	0.444	1.031
180,000	0.727	0.762	0.133	0.624	0.591	0.864
190,000	0.741	0.775	0.071	0.480	0.125	0.896
200,000	0.846	0.885	0.039	0.630	0.655	1.059
220,000	0.676	0.712	0.123	0.597	0.196	0.815
240,000	0.710	0.753	0.018	0.594	0.429	0.985
260,000	0.789	0.815	0.162	0.699	0.518	1.006
280,000	0.734	0.765	0.000	0.699	0.593	0.886
300,000	0.937	0.956	0.041	0.934	0.419	1.051
320,000	0.858	0.875	0.021	0.843	0.557	1.008
340,000	0.917	0.930	0.029	0.923	0.577	0.962
360,000	0.996	1.006	0.033	0.991	0.788	1.097
380,000	1.052	1.061	0.206	1.083	0.867	0.982
410,000	1.095	1.103	0.163	1.170	0.658	1.077
440,000	1.185	1.191	0.053	1.186	0.762	1.298
470,000	1.308	1.313	0.200	1.341	1.108	1.144
500,000	1.278	1.286	0.091	1.319	0.734	1.169
530,000	1.375	1.377	0.000	1.400	0.855	1.325
560,000	1.326	1.330	0.000	1.385	0.867	1.128
590,000	1.390	1.396	0.000	1.450	0.966	1.216
620,000	1.352	1.358	0.250	1.475	0.500	1.067
650,000	1.421	1.424	0.333	1.538	0.286	1.152
680,000	1.450	1.453	0.500	1.558	1.429	1.222
710,000	1.514	1.524	0.000	1.554	1.091	1.449
750,000	1.476	1.478	0.000	1.524	1.500	1.394
790,000	1.384	1.396	0.000	1.438	1.500	1.309
830,000	1.416	1.416	-	1.533	1.400	1.335
880,000	1.353	1.353	-	1.470	1.167	1.283
930,000	1.375	1.380	0.000	1.449	4.000	1.315
980,000	1.377	1.381	0.000	1.438	0.667	1.357
1,030,000	1.559	1.559	-	2.141	-	1.264
1,090,000	1.649	1.655	0.000	1.781	-	1.578
1,150,000	1.556	1.556	-	2.000	-	1.288
1,210,000	1.363	1.371	0.000	1.727	3.000	1.220
1,270,000	1.820	1.820	-	2.321	-	1.435
1,330,000	1.868	1.868	-	2.141	1.000	1.571
1,390,000	1.561	1.561	-	1.927	1.833	1.471

図3 標準報酬月額別扶養率（平成29年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。

男性についてみると、概ね総報酬額100万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。1,750万円以上1,800万円未満の2.750で扶養率が最も高くなっている。

船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、汽船等は1,750万円以上1,800万円未満の2.750、漁船（い）は1,400万円以上1,450万円未満の4.000、漁船（ろ）は1,000万円以上1,050万円未満の2.100で扶養率が最も高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成29年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.065	1.081	0.078	1.110	0.673	1.017
～ 999,000 円	0.866	0.882	0.000	0.559	0.538	1.124
1,000,000 ～ 1,499,000	0.413	0.417	0.185	0.704	0.333	0.241
1,500,000 ～ 1,999,000	0.528	0.536	0.000	0.713	0.421	0.460
2,000,000 ～ 2,499,000	0.812	0.839	0.105	0.622	0.512	0.989
2,500,000 ～ 2,999,000	0.715	0.750	0.088	0.599	0.340	0.892
3,000,000 ～ 3,499,000	0.779	0.805	0.083	0.710	0.503	0.952
3,500,000 ～ 3,999,000	0.865	0.889	0.023	0.850	0.315	1.006
4,000,000 ～ 4,499,000	0.865	0.887	0.042	0.850	0.581	0.999
4,500,000 ～ 4,999,000	0.948	0.957	0.096	0.975	0.466	0.970
5,000,000 ～ 5,499,000	1.062	1.078	0.018	1.060	0.571	1.228
5,500,000 ～ 5,999,000	1.132	1.137	0.348	1.136	1.073	1.118
6,000,000 ～ 6,499,000	1.160	1.168	0.031	1.162	0.686	1.219
6,500,000 ～ 6,999,000	1.324	1.333	0.192	1.362	0.915	1.192
7,000,000 ～ 7,499,000	1.327	1.334	0.150	1.383	1.038	1.174
7,500,000 ～ 7,999,000	1.400	1.405	0.111	1.431	0.967	1.305
8,000,000 ～ 8,499,000	1.451	1.456	0.167	1.480	1.444	1.321
8,500,000 ～ 8,999,000	1.497	1.502	0.000	1.528	1.118	1.417
9,000,000 ～ 9,499,000	1.438	1.446	0.000	1.500	1.333	1.319
9,500,000 ～ 9,999,000	1.502	1.502	-	1.593	1.176	1.312
10,000,000 ～ 10,499,000	1.702	1.702	-	1.695	1.625	2.100
10,500,000 ～ 10,999,000	1.534	1.534	-	1.647	2.500	1.325
11,000,000 ～ 11,499,000	1.485	1.488	0.000	1.591	2.333	1.310
11,500,000 ～ 11,999,000	1.470	1.473	0.000	1.562	1.222	1.353
12,000,000 ～ 12,499,000	1.587	1.587	-	1.893	2.667	1.248
12,500,000 ～ 12,999,000	1.613	1.613	-	1.696	1.000	1.200
13,000,000 ～ 13,499,000	1.617	1.623	0.000	1.660	-	1.594
13,500,000 ～ 13,999,000	1.513	1.513	-	1.958	-	1.241
14,000,000 ～ 14,499,000	1.750	1.750	-	1.654	4.000	1.800
14,500,000 ～ 14,999,000	1.275	1.283	0.000	1.432	1.500	1.223
15,000,000 ～ 15,499,000	1.900	1.900	-	2.368	-	1.458
15,500,000 ～ 15,999,000	1.877	1.877	-	2.088	1.000	1.596
16,000,000 ～ 16,499,000	1.545	1.545	-	1.778	-	0.500
16,500,000 ～ 16,999,000	1.584	1.584	-	2.018	1.833	1.477
17,000,000 ～ 17,499,000	1.842	1.842	-	1.944	-	0.000
17,500,000 ～ 17,999,000	2.750	2.750	-	2.750	-	-
18,000,000 ～ 18,499,000	1.500	1.500	-	1.429	-	2.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.500	1.500	-	1.750	-	1.000
19,000,000 ～ 19,499,000	1.250	1.250	-	1.250	-	-
20,000,000 ～ 20,499,000	-	-	-	-	-	-
20,500,000 ～ 20,999,000	-	-	-	-	-	-
21,000,000 ～ 21,499,000	-	-	-	-	-	-
21,500,000 ～ 21,999,000	-	-	-	-	-	-
22,000,000 ～	-	-	-	-	-	-

(注)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは50～54歳の500,405円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約2.09倍である。また、55歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに1～9万円程度増加しているが、その後は年齢階級の上昇とともに減少する傾向となっている。

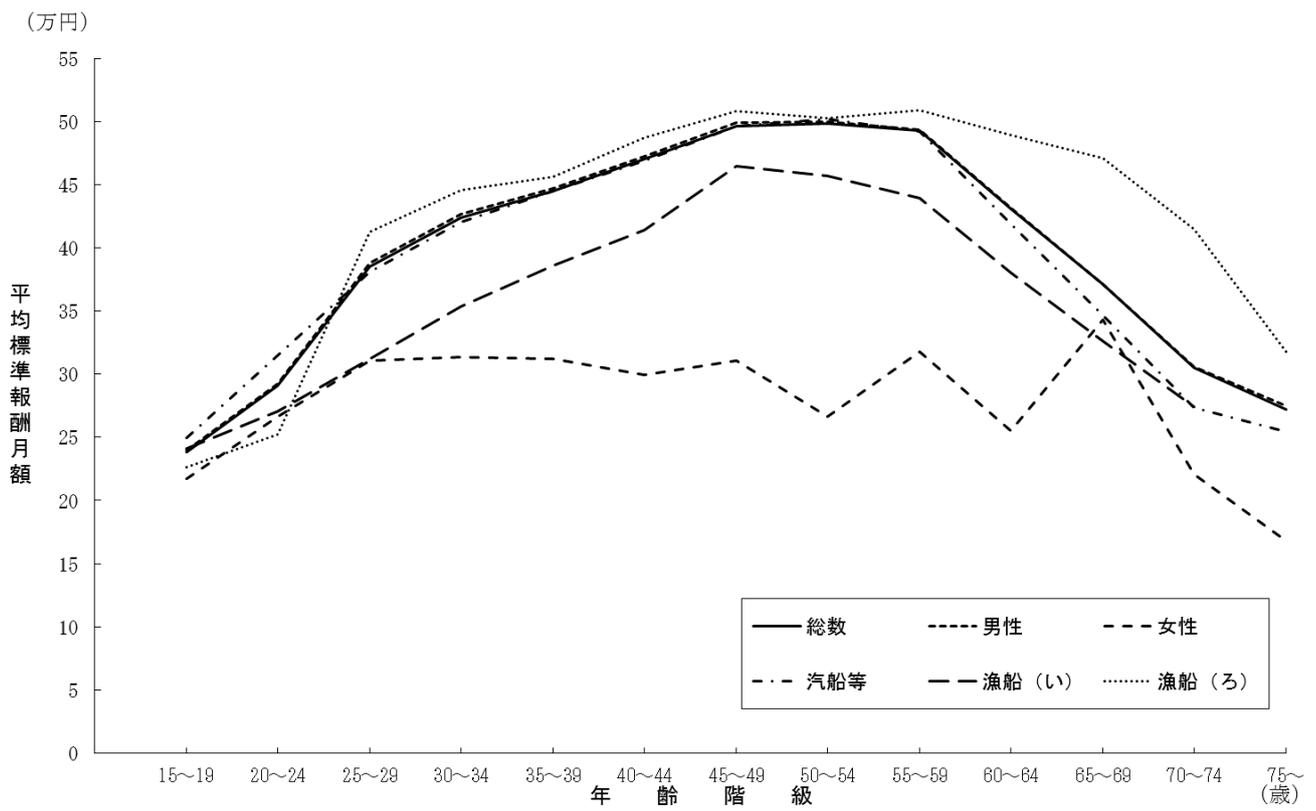
一方、女性の平均標準報酬月額は65～69歳でピークを迎え、343,280円となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で、501,988円、漁船(い)が45～49歳で464,702円となっており、漁船(ろ)が55～59歳の509,371円となっている。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	425,287	427,561	288,644	426,201	378,681	441,979
15～19歳	238,288	239,411	217,333	249,737	241,375	226,542
20～24	291,030	292,290	266,236	315,096	270,964	252,128
25～29	385,329	388,377	310,552	380,811	312,171	412,797
30～34	424,045	426,777	313,363	420,836	353,900	446,185
35～39	445,175	447,294	311,893	445,194	386,296	456,356
40～44	470,614	472,629	299,246	469,147	414,405	487,657
45～49	496,611	499,270	310,961	496,231	464,702	508,680
50～54	498,725	500,405	266,286	501,988	456,842	502,804
55～59	492,881	493,725	317,941	492,574	439,827	509,371
60～64	431,015	431,517	255,524	418,807	380,667	489,563
65～69	371,024	371,150	343,280	346,725	325,978	470,999
70～74	304,960	305,791	221,059	273,788	274,222	414,636
75歳以上	272,196	274,824	167,692	254,228	469,667	317,538

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成29年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別にみると、男性の平均標準賞与額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは40～44歳の695,672円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約6.44倍であり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きくなっている。女性の平均標準賞与額も山型をなしており、ピークは40～44歳の568,951円となっている。

また、船舶種別にみると、男性及び女性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が40～44歳の862,812円、漁船(い)が60～64歳の901,218円、漁船(ろ)が40～44歳の151,749円となっている。

なお、漁船(ろ)については、大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する(表13参照)。

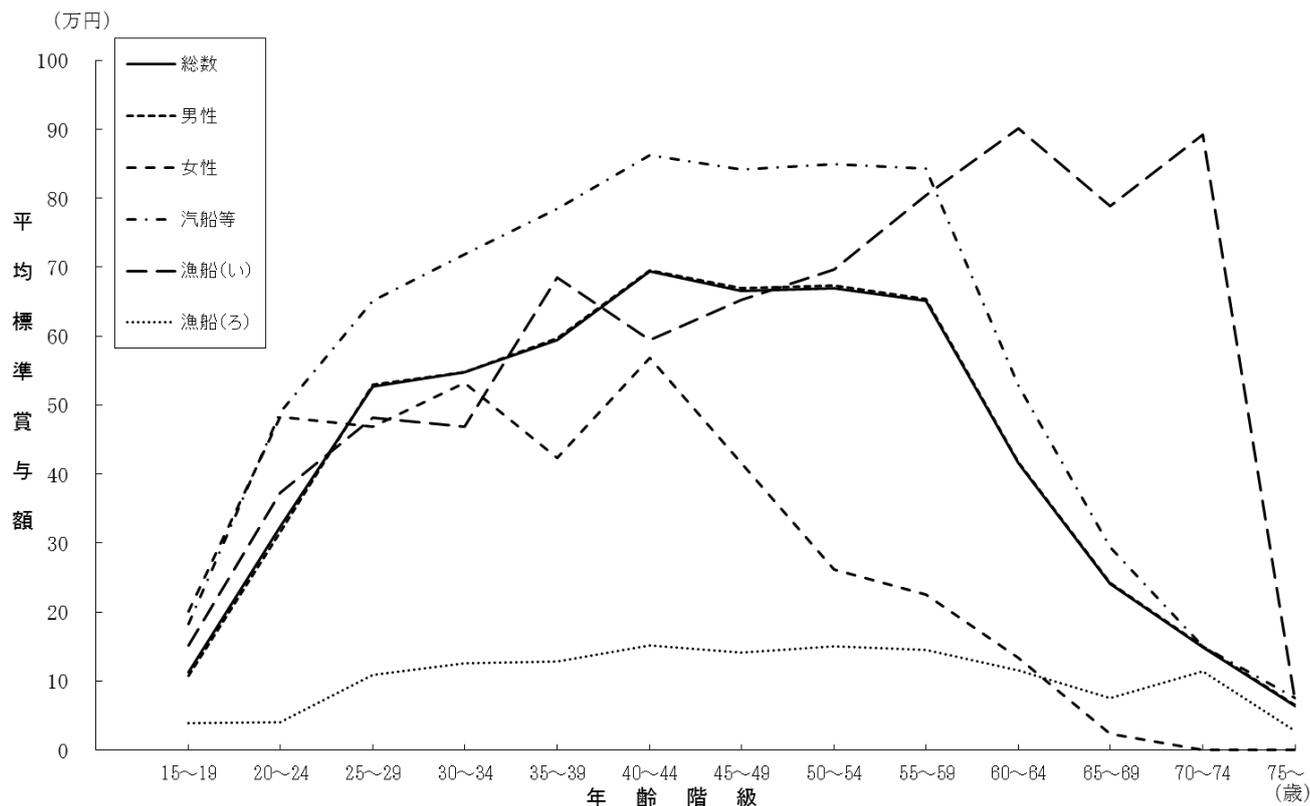
表10 年齢階級別平均標準賞与額(平成29年10月1日現在)

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	515,767	517,472	416,080	669,930	630,267	113,125
15～19歳	112,721	108,011	200,542	182,893	152,000	39,317
20～24	323,981	315,902	483,452	489,448	372,795	40,740
25～29	527,623	529,987	469,437	651,227	482,237	108,952
30～34	547,802	548,177	532,625	719,277	469,256	126,207
35～39	594,243	596,978	423,893	785,129	685,605	128,434
40～44	694,189	695,672	568,951	862,812	594,232	151,749
45～49	666,107	669,690	415,342	841,761	653,132	141,174
50～54	669,879	672,868	262,262	849,152	696,401	150,698
55～59	651,568	653,675	225,059	842,374	804,185	144,539
60～64	415,959	416,809	133,850	528,021	901,218	115,484
65～69	241,298	242,388	23,250	294,160	788,380	74,880
70～74	148,898	150,440	0	150,071	891,556	114,033
75歳以上	63,092	64,679	0	74,944	68,333	26,931

(注1)平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2)年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.21ヶ月分となっている。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは40～44歳の約1.475ヶ月分となっている。その後は概ね年齢の上昇とともに減少している。

男女別でみると、男性、女性ともに40～44歳でピークとなっており、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.472ヶ月分、女性が約1.901ヶ月分となっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、40歳代前半までは女性の方が高いが、40歳代後半以降全ての年代で男性の方が高くなっている。

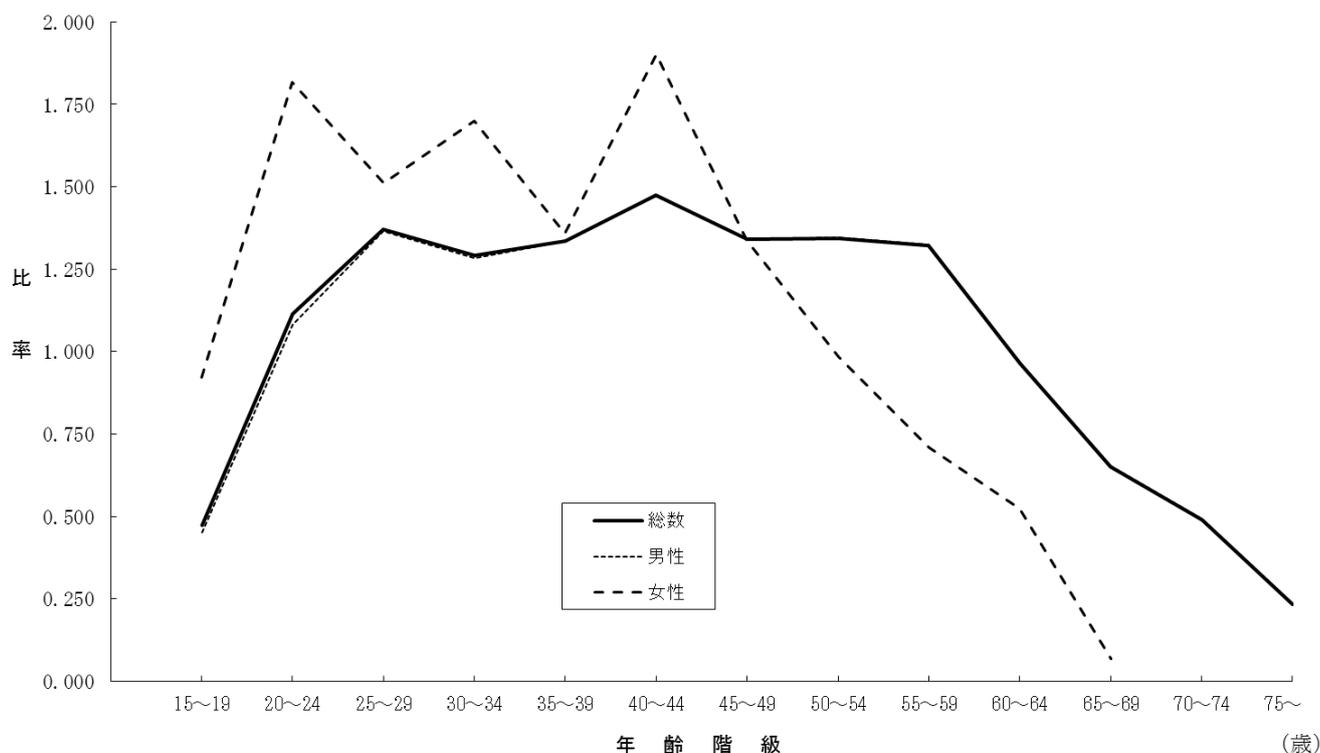
表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成29年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	425,287	427,561	288,644	515,767	517,472	416,080	1.213	1.210	1.441
15～19歳	238,288	239,411	217,333	112,721	108,011	200,542	0.473	0.451	0.923
20～24	291,030	292,290	266,236	323,981	315,902	483,452	1.113	1.081	1.816
25～29	385,329	388,377	310,552	527,623	529,987	469,437	1.369	1.365	1.512
30～34	424,045	426,777	313,363	547,802	548,177	532,625	1.292	1.284	1.700
35～39	445,175	447,294	311,893	594,243	596,978	423,893	1.335	1.335	1.359
40～44	470,614	472,629	299,246	694,189	695,672	568,951	1.475	1.472	1.901
45～49	496,611	499,270	310,961	666,107	669,690	415,342	1.341	1.341	1.336
50～54	498,725	500,405	266,286	669,879	672,868	262,262	1.343	1.345	0.985
55～59	492,881	493,725	317,941	651,568	653,675	225,059	1.322	1.324	0.708
60～64	431,015	431,517	255,524	415,959	416,809	133,850	0.965	0.966	0.524
65～69	371,024	371,150	343,280	241,298	242,388	23,250	0.650	0.653	0.068
70～74	304,960	305,791	221,059	148,898	150,440	0	0.488	0.492	-
75歳以上	272,196	274,824	167,692	63,092	64,679	0	0.232	0.235	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成29年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは50～54歳の6,668,000円となっている。女性の平均総報酬額は標準報酬月額とは異なり、30～34歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

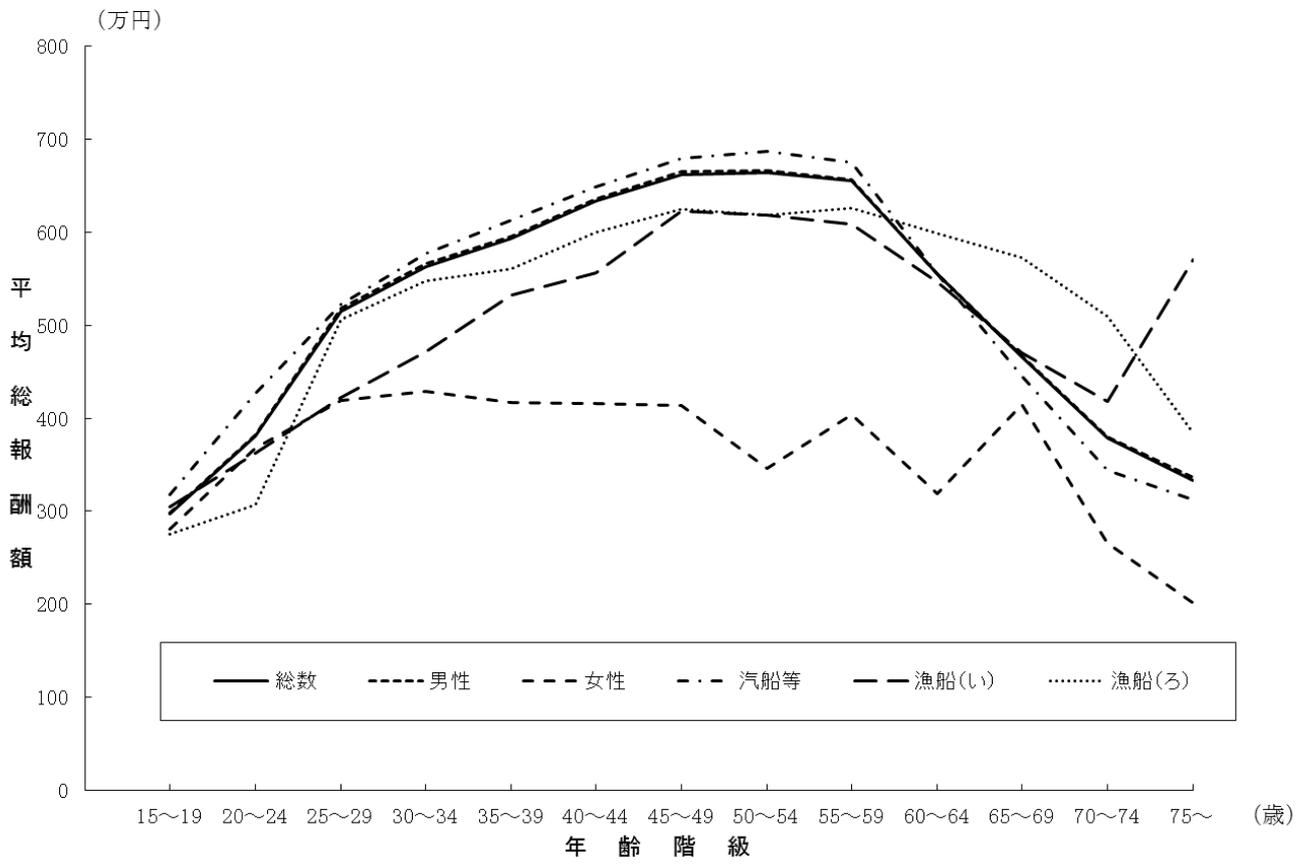
また、船舶種別にみると、山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で6,873,008円、漁船（い）が45～49歳で6,229,556円となっており、漁船（ろ）が55～59歳の6,256,986円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,600,385	5,629,094	3,875,528	5,784,343	5,174,444	5,416,868
15～19	2,972,059	2,980,819	2,808,542	3,179,742	3,048,500	2,757,819
20～24	3,814,675	3,821,798	3,674,480	4,270,597	3,624,361	3,066,281
25～29	5,147,802	5,186,798	4,191,172	5,220,958	4,228,289	5,062,511
30～34	5,631,323	5,664,474	4,288,265	5,769,305	4,716,056	5,480,421
35～39	5,930,642	5,958,690	4,166,613	6,127,459	5,321,160	5,604,703
40～44	6,336,931	6,362,529	4,159,902	6,492,575	5,567,089	6,003,637
45～49	6,618,354	6,653,831	4,141,481	6,796,538	6,229,556	6,245,332
50～54	6,644,971	6,668,000	3,457,690	6,873,008	6,178,507	6,184,344
55～59	6,550,684	6,562,794	4,040,353	6,753,263	6,082,104	6,256,986
60～64	5,548,467	5,555,205	3,193,762	5,553,711	5,469,218	5,990,235
65～69	4,663,062	4,665,432	4,141,680	4,454,857	4,700,120	5,726,871
70～74	3,785,308	3,796,529	2,652,706	3,435,526	4,182,222	5,089,670
75歳以上	3,329,447	3,362,567	2,012,308	3,125,685	5,704,333	3,837,392

（注）総報酬額は、標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成29年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると0.480と約半数の者が賞与を受けていない。

男女別、年齢階級別にみると、男性については、年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合が低いのは、25～29歳で0.389となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.861となっている。女性については、最も割合が低いのは、15～19歳で0.271となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で1.000となっている。

船舶種別にみると、汽船等は約3割、漁船（い）は約4割の者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）に至っては約9割の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合が低いのは、汽船等が20～24歳で0.226、漁船（い）が60～64歳で0.293、漁船（ろ）が50～54歳で0.888となっており、逆に最も割合が高いのは、汽船等、漁船（い）、漁船（ろ）ともに75歳以上で0.827、0.833、0.977となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成29年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.480	0.481	0.392	0.313	0.392	0.912
15～19歳	0.636	0.656	0.271	0.339	0.344	0.956
20～24	0.496	0.507	0.282	0.226	0.410	0.959
25～29	0.386	0.389	0.316	0.236	0.375	0.905
30～34	0.424	0.427	0.304	0.233	0.433	0.905
35～39	0.424	0.423	0.440	0.229	0.321	0.901
40～44	0.390	0.390	0.393	0.234	0.423	0.899
45～49	0.428	0.427	0.487	0.271	0.430	0.898
50～54	0.428	0.427	0.548	0.268	0.428	0.888
55～59	0.439	0.439	0.559	0.263	0.434	0.894
60～64	0.546	0.545	0.700	0.403	0.293	0.897
65～69	0.678	0.677	0.875	0.581	0.326	0.939
70～74	0.799	0.797	1.000	0.745	0.500	0.945
75歳以上	0.864	0.861	1.000	0.827	0.833	0.977

(注1) 平均標準賞与額の0円の割合は、平成29年10月1日現在の被保険者について、疾病任意継続被保険者を除いた平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間で算出している。

(注2) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後平成29年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で22.1%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多くなっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、65～74歳の各年齢区分の1年未満の被保険者の割合はやや高い。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が17.7%、漁船（い）が16.2%、漁船（ろ）が35.2%となっており、年齢階級別の状況はどの適用区分も総数とほぼ同様になっているが、各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）よりも漁船（ろ）の方が1年未満の割合が概ね高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成29年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	22.1	77.9	100.0	17.7	82.3
15～19歳	100.0	79.3	20.7	100.0	80.5	19.5
20～24	100.0	37.8	62.2	100.0	36.8	63.2
25～29	100.0	23.1	76.9	100.0	19.1	80.9
30～34	100.0	20.9	79.1	100.0	15.9	84.1
35～39	100.0	19.8	80.2	100.0	14.9	85.1
40～44	100.0	16.6	83.4	100.0	12.5	87.5
45～49	100.0	17.5	82.5	100.0	12.8	87.2
50～54	100.0	17.7	82.3	100.0	13.6	86.4
55～59	100.0	17.4	82.6	100.0	12.6	87.4
60～64	100.0	19.5	80.5	100.0	15.6	84.4
65～69	100.0	23.5	76.5	100.0	20.2	79.8
70～74	100.0	23.2	76.8	100.0	20.3	79.7
75歳以上	100.0	17.5	82.5	100.0	16.0	84.0
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	16.2	83.8	100.0	35.2	64.8
15～19歳	100.0	68.8	31.3	100.0	79.1	20.9
20～24	100.0	28.9	71.1	100.0	40.6	59.4
25～29	100.0	23.0	77.0	100.0	37.7	62.3
30～34	100.0	18.3	81.7	100.0	34.2	65.8
35～39	100.0	11.1	88.9	100.0	32.4	67.6
40～44	100.0	13.1	86.9	100.0	30.4	69.6
45～49	100.0	11.3	88.7	100.0	32.1	67.9
50～54	100.0	9.9	90.1	100.0	30.2	69.8
55～59	100.0	8.1	91.9	100.0	30.9	69.1
60～64	100.0	13.8	86.2	100.0	33.6	66.4
65～69	100.0	15.2	84.8	100.0	36.5	63.5
70～74	100.0	5.6	94.4	100.0	35.6	64.4
75歳以上	100.0	0.0	100.0	100.0	23.1	76.9

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級別に総数をみると、15～19歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなる傾向にあることが確認できる。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が最も大きくなっており、年齢階級別の状況は、汽船等については15～19歳で最小、55～59歳で最大、漁船（い）については40～44歳で最小、50～54歳で最大、漁船（ろ）について75歳以上で最小、15～19歳で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	406,622	430,581	1.059	366,968	438,931	1.196
15～19歳	234,951	251,108	1.069	249,788	249,528	0.999
20～24	296,782	287,533	0.969	308,292	319,064	1.035
25～29	377,815	387,590	1.026	342,393	389,886	1.139
30～34	431,435	422,091	0.978	382,146	428,137	1.120
35～39	468,287	439,476	0.938	427,617	448,271	1.048
40～44	495,000	465,769	0.941	450,891	471,760	1.046
45～49	495,505	496,847	1.003	464,557	500,878	1.078
50～54	491,304	500,317	1.018	451,558	509,906	1.129
55～59	460,477	499,685	1.085	420,860	502,944	1.195
60～64	432,765	430,591	0.995	360,188	429,628	1.193
65～69	388,677	365,599	0.941	306,893	356,835	1.163
70～74	336,925	295,306	0.876	246,756	280,686	1.138
75歳以上	349,183	255,812	0.733	241,492	256,653	1.063
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	310,791	391,781	1.261	468,119	427,776	0.914
15～19歳	237,909	249,000	1.047	219,560	252,926	1.152
20～24	251,875	278,729	1.107	282,050	231,673	0.821
25～29	307,429	313,590	1.020	445,705	392,912	0.882
30～34	318,788	361,782	1.135	500,668	417,832	0.835
35～39	371,111	388,194	1.046	520,419	425,653	0.818
40～44	418,636	413,767	0.988	563,720	454,380	0.806
45～49	386,471	474,627	1.228	544,722	491,650	0.903
50～54	331,333	470,584	1.420	554,854	480,232	0.866
55～59	331,429	449,371	1.356	510,688	508,782	0.996
60～64	292,833	394,720	1.348	523,501	472,372	0.902
65～69	269,714	336,077	1.246	527,665	438,368	0.831
70～74	260,000	275,059	1.058	499,638	367,554	0.736
75歳以上	-	469,667	-	575,333	240,200	0.417

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級別に総数をみると、70～74歳で最大となっている。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（ろ）が最も大きくなっており、年齢階級別の状況は、汽船等については15～19歳で最小、65～69歳で最大、漁船（い）については15～19歳で最小、50～54歳で最大、漁船（ろ）については20～24歳で最小、70～74歳で最大となっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	80,037	641,982	8.021	136,206	784,630	5.761
15～19歳	63,288	303,572	4.797	111,253	479,112	4.307
20～24	94,451	464,332	4.916	151,545	686,530	4.530
25～29	87,839	661,066	7.526	131,140	774,077	5.903
30～34	92,806	668,581	7.204	165,504	823,778	4.977
35～39	87,350	719,102	8.232	159,077	894,710	5.624
40～44	96,876	812,828	8.390	160,363	963,369	6.007
45～49	119,284	781,635	6.553	216,054	933,546	4.321
50～54	93,561	793,463	8.481	161,115	957,176	5.941
55～59	88,481	770,897	8.713	164,694	940,371	5.710
60～64	55,027	511,107	9.288	97,750	607,442	6.214
65～69	32,460	310,086	9.553	50,938	355,895	6.987
70～74	19,780	190,847	9.649	31,321	180,375	5.759
75歳以上	11,376	74,098	6.513	16,794	86,012	5.122
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	109,749	730,704	6.658	7,082	170,742	24.108
15～19歳	91,227	285,700	3.132	12,409	141,000	11.362
20～24	65,979	497,602	7.542	8,918	62,495	7.008
25～29	181,714	572,137	3.149	4,065	172,328	42.393
30～34	99,485	552,265	5.551	7,205	188,133	26.111
35～39	146,167	753,035	5.152	6,349	186,944	29.447
40～44	193,773	654,575	3.378	4,655	216,103	46.419
45～49	99,118	723,418	7.299	4,480	205,762	45.931
50～54	41,333	768,124	18.584	8,055	212,556	26.389
55～59	87,357	867,302	9.928	7,966	205,577	25.808
60～64	98,708	1,029,620	10.431	7,939	169,957	21.407
65～69	89,714	913,782	10.185	5,743	114,693	19.973
70～74	0	944,000	-	3,725	175,134	47.018
75歳以上	-	68,333	-	0	35,010	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模10～19人が最も多く17.0%となっており、規模100人未満は82.1%である。適用区分別に被保険者の構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模50～99人の19.0%、漁船（い）が規模30～49人の25.6%、漁船（ろ）が規模10～19人の21.3%となっている。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模20～29人をピークとした山型をなしている。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向となる。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向となるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成29年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	1.065	425,287	515,767	100.0	1.110	426,201	669,930
1～4人	7.3	1.045	316,287	205,102	6.6	1.118	370,592	305,654
5～9	13.5	1.081	374,960	272,867	12.6	1.126	383,239	409,058
10～19	17.0	1.081	419,548	392,406	16.5	1.135	393,136	555,236
20～29	12.2	1.070	432,744	507,068	11.5	1.137	422,880	694,348
30～49	15.5	1.068	430,371	541,787	16.5	1.093	423,126	706,087
50～99	16.6	1.100	447,316	734,475	19.0	1.111	429,540	859,159
100～299	12.6	1.074	494,095	872,968	15.0	1.117	470,898	979,788
300～499	1.6	0.747	767,295	5,964	2.4	0.747	767,295	5,964
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継	3.6	0.883	322,342	•	•	•	•	•
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.673	378,681	630,267	100.0	1.017	441,979	113,125
1～4人	5.8	0.521	249,915	212,500	10.1	0.957	230,650	38,846
5～9	6.1	0.899	334,000	479,061	18.6	1.011	362,168	32,652
10～19	11.4	0.870	335,730	642,168	21.3	0.987	475,818	60,209
20～29	4.6	1.067	476,800	993,520	16.2	0.947	449,257	154,590
30～49	25.6	0.600	362,916	593,175	14.3	1.081	464,049	52,292
50～99	21.0	0.853	362,176	1,068,287	12.5	1.103	530,160	198,902
100～299	25.5	0.419	449,325	367,366	6.9	1.087	639,546	475,670
300～499	-	-	-	-	-	-	-	-
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継	•	•	•	•	•	•	•	•

(注1) 平均標準賞与額は、平成29年10月1日現在の被保険者について、平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

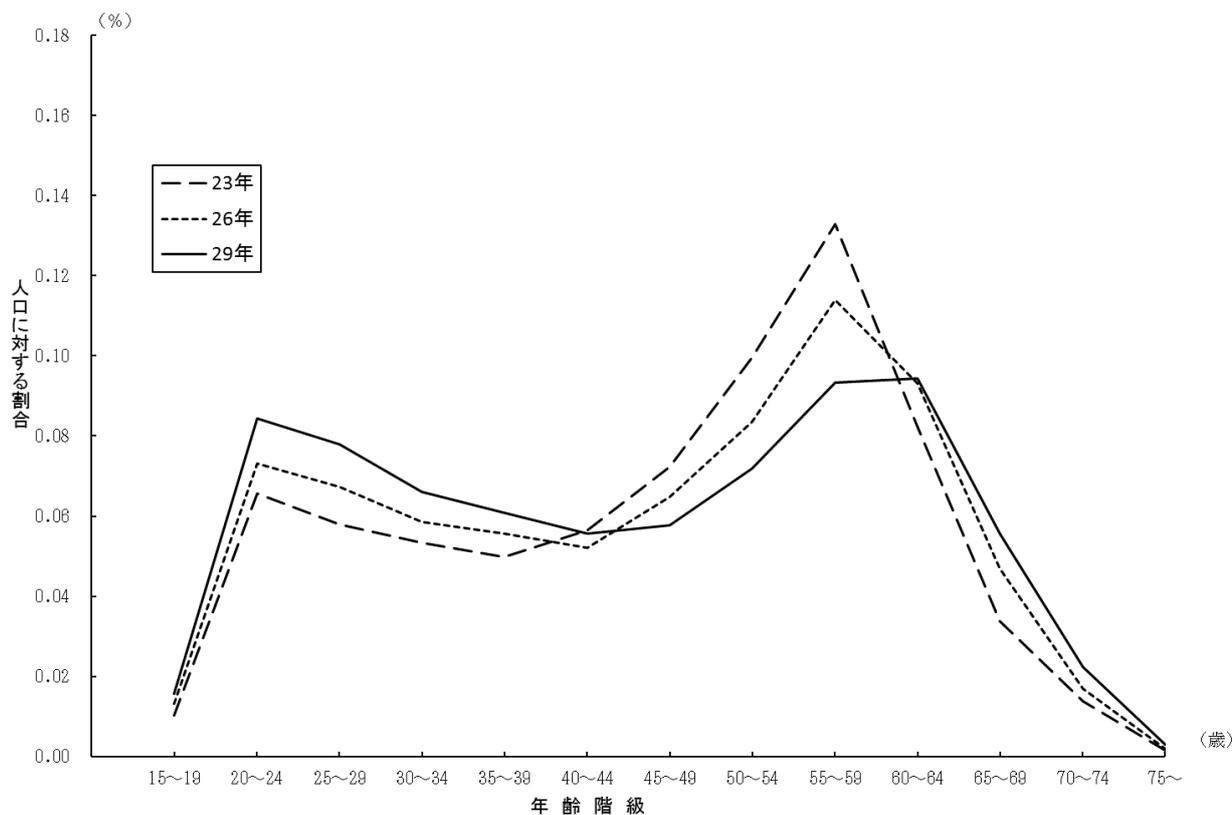
(注2) 年齢階級については、平成29年10月1日現在の年齢階級である。

13. 被保険者数の推移について

まず、総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合は、平成23年から平成26年、平成26年から平成29年にかけてそれぞれ40歳代前半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね増加している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



次に、男女別の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、平成23年から平成26年にかけては、40歳代前半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。また、平成26年から平成29年にかけては、40歳代後半から50歳代後半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。

女性については、平成23年から平成26年にかけては、20歳代後半から40歳代後半までは増加しており、その他の年齢階級では概ね減少している。また、平成26年から平成29年にかけては、60歳代以降は横ばいなのを除き概ね増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

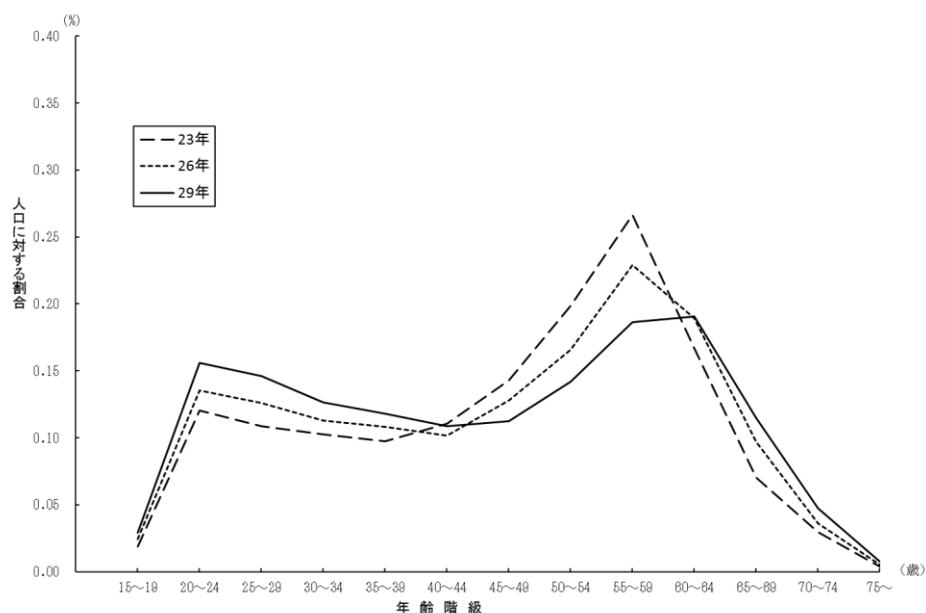


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

